

岡山大学

目 次

I	認証評価結果	2-(27)-3
II	基準ごとの評価	2-(27)-4
	基準1 大学の目的	2-(27)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(27)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(27)-10
	基準4 学生の受入	2-(27)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(27)-19
	基準6 教育の成果	2-(27)-32
	基準7 学生支援等	2-(27)-35
	基準8 施設・設備	2-(27)-40
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(27)-43
	基準10 財務	2-(27)-47
	基準11 管理運営	2-(27)-49
<参 考>		2-(27)-53
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(27)-55
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(27)-56
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(27)-58
iv	自己評価書等	2-(27)-65
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(27)-66

I 認証評価結果

岡山大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 自己点検・評価に基づき、平成 16 年度から全学で「教員の個人評価」を実施しており、部局長等によるコメントを付して組織の責任で各教員にフィードバックしている。
- マッチングプログラムコースは、学生個人の目標・目的に応じた科目履修を基本とし、学部・学科横断型の科目履修を可能としている。
- シラバスに「研究活動との関連」の項目を設け、授業を担当する教員の研究活動との関連を説明している。
- 教育活動等の改革に対する積極的な取組を行っており、文部科学省特色 G P において、平成 17 年度に「新機軸『学生参画』による教育改善システム」が採択され、「学生参画型教育改善」を実施している。そのほか、文部科学省特色 G P において、平成 16 年度に 1 件、文部科学省教員養成 G P において、平成 18 年度に 1 件、文部科学省現代 G P において、平成 16 年度に 2 件、平成 17 年度に 1 件、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成 17 年度に 1 件、平成 18 年度に 1 件、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成 16 年度に 2 件採択されるなど、教育の活性化に取り組んでいる。
- 平成 19 年度からの新規事業として、文部科学省特色 G P において 1 件、文部科学省現代 G P において 1 件、文部科学省大学院教育改革支援プログラムにおいて 2 件、文部科学省がんプロフェッショナル養成プランにおいて 1 件、文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムにおいて 3 件のプログラムが採択されている。
- 附属図書館で所蔵する貴重な文化財である池田家文庫資料を岡山県や岡山市と連携してデジタル化し、学校教育や生涯教育に活用している。
- 学長の直轄機関である評価センターで評価結果を分析し、その結果に基づき、大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に認識している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 教育開発センターを中心として、教養教育の実質化に向けて努力していることは高く評価できるが、更に効果的な取組を期待する。
- 教員の個人評価の一領域として実施されている、教員の教育活動評価が、より良い評価制度として発展し、定着していくことを期待する。
- 優れた取組を実施している F D 活動の更なる充実を期待する。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

大学の目的は国立大学法人岡山大学管理学則（以下「管理学則」という。）第 10 条に「広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、世界文化の進展に寄与することを目的とする。」と定められている。

また、大学院の目的は同第 53 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」「大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。」と定められている。

さらに、教育研究活動の基本指針として、「高度な知の創成と的確な知の継承」という理念、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」という目的、そして教育研究等における基本的な目標が定められている。各学部・研究科等では、学部・研究科規程等で目的が定められているほか、大学の目標を踏まえて、教育理念・目標が掲げられている。

また、中期目標に、教養教育、学部専門教育、大学院教育の成果に関する目標が定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第 52 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

管理学則第 10 条に定められた大学の目的は学校教育法第 52 条の趣旨を反映させた内容であり、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第 65 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

管理学則第 53 条に定められた大学院の目的は学校教育法第 65 条の趣旨を反映させた内容であり、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の理念・目的・目標、各学部教育目標は、大学概要、学生便覧等に記載され、配布されるとともに、ウェブサイトにも掲載されている。さらに、入学式で学長から直接新入生に大学の理念・目的・目標が説示されているほか、各学部の入学時のオリエンテーションでは、学部長あるいは教務委員長等から直接学生に対して説明されている。教職員に対しては、岡山大学ニュース「年頭にあって」で学長自らが大学の理念を述べ、その実体化を大学のテーマとして説示した内容を学長から直接全員にメール配信することにより周知されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学及び大学院の目的はウェブサイトに掲載され社会に向けて公表されており、平成18年度実績では、ウェブサイトのトップページへのアクセス件数は月平均206,000件となっている。

また、高校生・受験生等を対象に実施されている、入試説明会、学外オープンスクール、オープンキャンパス等における各種の講演・説明の取組や大学案内等の冊子体の配布は、情報を求めている関係者への直接の伝達手段として有効である。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、

- ・ 文学部（1 学科：人文学科）
- ・ 教育学部（2 課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・ 法学部（1 学科：法学科）
- ・ 経済学部（1 学科：経済学科）
- ・ 理学部（5 学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球科学科）
- ・ 医学部（2 学科：医学科、保健学科）
- ・ 歯学部（1 学科：歯学科）
- ・ 薬学部（2 学科：薬学科、創薬科学科）
- ・ 工学部（7 学科：機械工学科、物質応用化学科、電気電子工学科、情報工学科、生物機能工学科、システム工学科、通信ネットワーク工学科）
- ・ 環境理工学部（4 学科：環境数理学科、環境デザイン工学科、環境管理工学科、環境物質工学科）
- ・ 農学部（1 学科：総合農業科学科）

により構成されている。

この 11 学部（25 学科、2 課程）より成る人文・社会科学的領域、自然科学・環境学的領域、生命科学（医歯薬学・保健学）的領域を広くカバーする構成は、「高度な知の創成と的確な知の継承」を理念とし、「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」を目的とする総合大学にふさわしいものである。また、この構成は、11 学部がひとつのコミュニティとして機能する総合大学としての構想（平成 12 年 3 月、「21 世紀の岡山大学構想」）の実現や 4 つの教育目標である「探求・創造する知性の育成」、「豊かな教養と高度専門性の追求」、「異文化理解に基づいた国際性の獲得」、「社会的責任を担いうる個の確立」の達成のためにも適切である。

これらのことから、学部及びその学科又は課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の教養教育は、教育開発センターの下に設置されている学科目部会と外国語教育センターによって運営されており、全学の教員により実施されている。

教育開発センターは、大学教育システム、教育の内容・方法及び教育改善に関わる研究・開発・企画を

行い、全学的な教育活動が円滑に行われるよう運営・実施するための組織であり、平成19年4月に、組織の再編が行われ、教育システム研究開発部門、カリキュラム研究開発部門、生涯学習・教育連携研究開発部門の3部門と学科目部会、4専門委員会が置かれている。

外国語教育センターでは、教養教育科目の外国語科目及び当該センターが担当する副専攻コースの授業科目並びに大学院学生を対象とした外国語教育のプログラムが立案され、実施されている。

教育開発センター運営委員会では、教養教育の企画・実施について外国語教育センターと各学部との緊密な連携を保ち、学科目別担当コマ数の策定・決定に始まり教養教育科目の時間割決定に至るほぼ1年がかりの業務が円滑に運営されている。

さらに、平成19年度に、各学部の教育担当副学部長等から構成される教養教育管理委員会を設置し、教養教育実施体制を強化している。

添付された資料「学生による授業評価アンケート」集計結果の要点を見ると、教養教育科目の総合評価は5段階評価で、 4 ± 0.86 （平均±標準偏差）で、3未満の科目の割合は1.2%、4以上の科目の割合は63.2%となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学の大学院課程は、7つの研究科が設置されている。それは、

- ・ 教育学研究科（修士課程16専攻）
- ・ 社会文化科学研究科（博士前期課程4専攻、博士後期課程1専攻）
- ・ 自然科学研究科（博士前期課程9専攻、博士後期課程5専攻）
- ・ 保健学研究科（博士前期課程1専攻、博士後期課程1専攻）
- ・ 環境学研究科（博士前期課程3専攻、博士後期課程3専攻）
- ・ 医歯薬学総合研究科（修士課程1専攻、博士前期課程1専攻、博士後期課程1専攻、博士課程4専攻）
- ・ 法務研究科（専門職学位課程1専攻）

である。

これらの研究科と基礎となる学士教育の場を見ると、社会文化科学研究科では、文学部、法学部及び経済学部、自然科学研究科では、理学部、工学部、環境理工学部及び農学部、環境学研究科では、環境理工学部及び農学部、医歯薬学総合研究科では、医学部、歯学部及び薬学部がそれぞれ基礎となっており、複数学部にまたがり専門分野が関連する教員がグループ化して、基盤となる学士教育を深化し、総合的で高度な教育研究を推進する総合大学院制が採用されている。学問の既存の枠にとらわれない本体制は大学の目的である「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」の方向性と合致している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学では、特別支援教育分野における資質の優れた教員を養成することを目的とし、1年課程の特別支援教育特別専攻科が設置されている。現職教員又は教員資格を有する者を対象としており、修了者は知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する領域の特別支援学校教諭専修免許状又は特別支援学校教諭

一種免許状が取得できる。修了後は、主として教育現場の特別支援教育において活躍している。

また、資質の優れた養護教諭を育成することを目的とし1年課程の養護教諭特別別科が設置されている。看護師資格を有し養護教諭を目指す人を対象としており、学校現場での養護実習を充実させている。修了後は養護教諭一種免許状が取得でき、例年5割程度の者が養護教諭、養護助教諭として採用され、教育現場で活躍している。

これらのことから、別科及び専攻科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターは、主に教育・学生支援に関わるものとして、教育開発センター、外国語教育センター、総合情報基盤センター、アドミッションセンター、スポーツ教育センター、国際センター、学生支援センター、医療教育統合開発センター及び保健環境センター、主に研究に関わるものとして、産学官融合センター、新技術研究センター、自然生命科学研究支援センター、埋蔵文化財調査研究センター、廃棄物マネジメント研究センター及び社会連携センター、主に管理運営に関わるものとして評価センターが、それぞれ設置されている。

各センターの目的はそれぞれ異なるものの、学部・研究科が個別には対応できない全学的諸課題を取り扱うという点ですべて共通の役割を果たしている。各センターには審議機関である運営委員会が設置され、各学部・研究科と密接な連携を保つ中で運営が行われており、総合大学としての教育研究上の目的を果たしている。また、学内のニーズに対応し、改組等も行っており、平成19年度には、留学生センターと国際交流推進機構を統合し、国際センターが設置されている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育に関わる全学の審議機関として、管理学則第8条に基づき教育研究評議会が設置されている。さらに、教授会規則第4条に、教授会が審議する教育研究に関する重要事項として、「学部又は研究科の教育課程の編成に関する事項」、「学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項」、「その他教授会が必要と認める教育研究に関する重要事項」と掲げられている。また、同第8条「教授会は、その定めるところにより、教授会に属する者のうちの一部のものをもって構成される代議員会を置くことができる」に基づき代議員会が開催され、審議の合理化・集中化が図られている。各学部・研究科では、教授会又は代議員会等が定例で月1回程度、さらに必要に応じて臨時で開催され、各学部・研究科の意思決定機関として教育活動に関する重要事項が審議・決定されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部・研究科には、それぞれの部局内における教育実施に関する案件を集中審議し、その結果を教授会等に答申する役割を担う教務委員会等が設置されている。委員は部局内の学科、講座等から選出され、教育課程や教育方法、授業時間割編成、学生の身分異動に関する事項等について審議が行われている。教

務委員会等は通常、月 1 回程度定期的に開催されている。また、学部の教務委員長等は、教育開発センター運営委員会に出席し、教養教育、全学の教員研修、全学の教育に関する事項等の審議に加わることによって、学部内での議論に全学的視点を反映させている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 教育開発センターを中心として、教養教育の実質化に向けて努力していることは高く評価できるが、更に効果的な取組を期待する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

教員組織編制のための基本方針として、管理学則第4条に教育職員を置くこと、同第13条に学部及び学科又は課程を置くこと、学部又は学科に講座又は学科目を置くこと、同第56条に大学院に研究科及び専攻を置くこと、研究科に講座を置くことが定められ、教員が配置されている。また、中期目標には「望ましい教育環境を速やかに実現し、教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、合理的かつ柔軟な教育実施体制を構築する」と掲げられ、平成16年度からは、教員配置数が大学全体として一元管理され、教員数の一部を弾力的に配置する重点教員として教員組織編制が行われており、平成18年度は56人が重点教員として配置されている。

学校教育法等の改正への対応については、平成18年5月の教育研究評議会では、教員の職名変更に関しの方針が審議され、部局ごとに教員審査基準等が設定され、個別審査が行われており、平成19年4月から新制度へ移行している。なお、平成18年10月には「岡山大学を取り巻く状況変化に対応する組織再編」として柔軟な教育組織の編成を目指すという基本的な方針がまとめられ、今後新たな学問の進展や社会状況に則して絶えず見直しを行うこととされている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

平成19年5月1日現在の各学部の教員は

- ・ 文学部が76人（常勤72人、非常勤講師4人）
- ・ 教育学部が164人（常勤123人、非常勤講師41人）
- ・ 法学部が37人（常勤34人、非常勤講師3人）
- ・ 経済学部が57人（常勤44人、非常勤講師13人）
- ・ 理学部が113人（常勤108人、非常勤講師5人）
- ・ 医学部が617人（常勤354人、非常勤講師263人）
- ・ 歯学部が204人（常勤133人、非常勤講師71人）
- ・ 薬学部が64人（常勤46人、非常勤講師18人）
- ・ 工学部が202人（常勤152人、非常勤講師50人）

- ・ 環境理工学部が 84 人（常勤 69 人、非常勤講師 15 人）
- ・ 農学部が 80 人（常勤 68 人、非常勤講師 12 人）
- ・ センター等が 123 人（常勤 103 人、非常勤講師 20 人）

となっているほか、教養教育を担当する非常勤講師も 130 人配置されている。

主要な授業科目は専任教員の教授、准教授、講師及び助教により担当され、一部の教養教育科目と専門教育科目について専任教員では対応困難な授業科目に非常勤講師を雇用し、教育が行われている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学部：72 人（教授 38 人、准教授 33 人、講師 1 人）
- ・ 教育学部：123 人（教授 72 人、准教授 44 人、講師 7 人）
- ・ 法学部：32 人（教授 17 人、准教授 14 人、助教 1 人）
- ・ 経済学部：43 人（教授 21 人、准教授 18 人、講師 1 人、助教 3 人）
- ・ 理学部：107 人（教授 52 人、准教授 36 人、講師 2 人、助教 17 人）
- ・ 医学部：353 人（教授 74 人、准教授 55 人、講師 54 人、助教 170 人）
- ・ 歯学部：130 人（教授 17 人、准教授 20 人、講師 19 人、助教 74 人）
- ・ 薬学部：45 人（教授 15 人、准教授 20 人、助教 10 人、うち実務家教員 2 人）
- ・ 工学部：150 人（教授 52 人、准教授 36 人、講師 17 人、助教 45 人）
- ・ 環境理工学部：68 人（教授 36 人、准教授 22 人、講師 5 人、助教 5 人）
- ・ 農学部：68 人（教授 36 人、准教授 22 人、講師 2 人、助教 8 人）
- ・ センター等：101 人（教授 24 人、准教授 37 人、講師 8 人、助教 32 人）

歯学部歯学科の教授については、平成 19 年 4 月 1 日から大学設置基準で定められた数から 1 人下回っていたが、平成 19 年 8 月 1 日付けで充員している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 82 人（うち教授 63 人）、研究指導補助教員 38 人
- ・ 医歯薬学総合研究科医歯科学専攻：研究指導教員 118 人（うち教授 67 人）、研究指導補助教員 14 人

〔博士前期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 141 人（うち教授 75 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 255 人（うち教授 150 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員 74 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 12 人
- ・ 医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻：研究指導教員 36 人（うち教授 15 人）、研究指導補助教員 10 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 31 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 11 人

〔博士後期課程〕

- ・ 社会文化科学研究科：研究指導教員 94 人（うち教授 71 人）、研究指導補助教員 49 人
- ・ 自然科学研究科：研究指導教員 255 人（うち教授 150 人）、研究指導補助教員 21 人
- ・ 環境学研究科：研究指導教員 56 人（うち教授 42 人）、研究指導補助教員 17 人
- ・ 医歯薬学総合研究科創薬生命科学専攻：研究指導教員 26 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 保健学研究科：研究指導教員 29 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 2 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：研究指導教員 119 人（うち教授 67 人）、研究指導補助教員 15 人

教育学研究科家政教育専攻では、平成 19 年 4 月から研究指導教員が大学院設置基準で定められた数から 1 人不足していたが、平成 19 年 12 月 1 日付けで充員している。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、法務研究科 17 人（教授 11 人、准教授 6 人、うち実務家教員 3 人）となっている。

これらのことから、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活性化するための取組の一つとして、中期目標に「教育・研究等の更なる発展を目指した柔軟で多様な人事制度の構築を目指す」ことが掲げられており、公募制、任期制の導入、外国人・女性等の教員採用の促進等が実施されている。

教員の採用は原則公募することとされており、各部局では公募要領が定められ、その要領に従って教員が採用されている。採用に際しては教員の年齢も考慮されており、全教員の年齢分布は 40～44 歳の教員約 250 人をピークとしてなだらかな分布を示しており、偏りは見られない。また、性別のバランスや外国人教員の確保にも配慮されており、平成 14 年度から平成 19 年度にかけて、女性教員は 139 人（全教員に対する割合は 10.4%）から 158 人（全教員に対する割合は 12.0%）へ、外国人教員は 17 人（全教員に対する割合は 1.3%）から 37 人（全教員に対する割合は 2.8%）へと増加している。

平成 12 年度から一部の部局では任期制が導入されており、平成 19 年 5 月現在で 175 人（全教員に対する割合は 13.2%）の教員に任期が付されている。

また、文学部、教育学部、経済学部では教員のサバティカル制度（長期研修制度）が実施されており、平成 16 年度には 2 人、平成 17 年度には 2 人、平成 18 年度には 7 人に利用されている。理学部及び工学部では教員の表彰制度が定められ、教育に貢献のあった教員が表彰されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

大学として、教員の選考基準に関する規則において選考基準が定められ、さらに各部局では選考内規等が定められており、資格基準に基づき審査が行われている。審査に際しては、公募要領等には募集する教員が担当する教育研究分野、担当授業科目等が明示され、選考では研究実績、教育実績が審査され、各部局の意図する教育研究が担当できる教員の採用や昇任が行われている。また、一部の部局では、教育研究上の指導能力を審査するための面接や研究報告等が取り入れられている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動の評価は、教員の個人評価の一領域として実施されており、教員は平成14年から毎年、教育、研究、社会貢献、管理運営に関する活動状況を自己点検・評価した上で教員個人評価調査票にウェブサイトから入力している。評価は、各部局等の評価実施のための組織により3年に1度実施することとされており、平成14年度の試行を経て平成16年度から実施されている。部局長等によるコメントを付して組織の責任で各教員にフィードバックを行い、活動状況に問題のある教員に対しては、部局長が指導及び助言等を行い活動の改善を促している。

授業の評価については、教育開発センターFD委員会が中心となり、授業評価アンケートが学期ごとに実施されている。結果は全学的に集計し、公開されているが、一部の部局では、教員のみへの公開に留まっている。教務委員会や教養教育科目の学科目部会で結果の分析が行われ、アンケート結果が思わしくない授業科目については、必要に応じて担当教員に改善のための指導や助言が行われている。また、授業評価アンケートの結果把握した事項については、教員研修で全学的に検討する取組も行われている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

自己評価書の教員の研究活動と教育内容についての例示の資料を見ると、各学部、研究科の研究活動の内容はそれぞれの教育活動と関連するものである。また、教員の研究活動と講義内容との関連を明瞭にするため、シラバスに「研究活動との関連」項目が設けられている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するのに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育支援に直接関わる事務部門として、学務部及び学部・研究科等の事務部に教務関係の係が置かれ、計192人の人員が配置されている。また、部局等には教育活動を支援する技術職員が計87人配置されている。

また、TAとして大学院学生を雇用しており、主に学部生に対する実験、実習、演習等の教育補助者として教育の充実のために配置されている。平成18年度には1,363人（修士課程・博士前期課程学生995人、博士課程・博士後期課程学生368人）が教育活動に活用されている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育

補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 自己点検・評価に基づき、平成16年度から全学で「教員の個人評価」を実施しており、部局長等によるコメントを付して組織の責任で各教員にフィードバックしている。

【更なる向上が期待される点】

- 教員の個人評価の一領域として実施されている、教員の教育活動評価が、より良い評価制度として発展し、定着していくことを期待する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

学士課程の各学部では「入学者受入方針（期待される入学者像）」において、教育理念・目標と入学者受入方針が明示されている。これは、ウェブサイト、学生募集要項等に掲載され、公表されている。さらに、各地区における大学入試関係説明会、オープンキャンパス、高校への出前講義等が実施されている。また、AO入試を実施しており、アドミッション・ポリシーを定め、公表、周知している。この中で、新しい教育課程として、個人の目的・目標に応じて学部・学科横断型の科目履修を特徴とする「マッチングプログラムコース」を設けており、広い視野から自分で考える力を重視した入学者受入方針を定めている。

研究科においても入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められ、公表されるとともに、一部の研究科では学生募集説明会が行われている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学士課程の入学者選抜では、アドミッションセンター規程に定められたアドミッションセンター運営委員会により全学的な基本方針が定められ、それを受けて学部・学科ではアドミッション・ポリシーに沿って、

- 1 大学入試センター試験と、学部・学科の教育に関係する知識・理解力を求める個別学力検査を主にした前期日程
- 2 大学入試センター試験と面接・小論文等に基づく後期日程
- 3 面接と高校長の推薦に基づく推薦入試
- 4 自薦が可能なAO入試

等の方法により選抜が行われている。

大学院においては、研究科ごとに学生募集要項が作成され、アドミッション・ポリシーに沿って外国語・専門科目の筆記試験、小論文、口頭試問、面接等により一般選抜が実施されているほか、自然科学研究科では推薦入試が実施されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学士課程では社会人、帰国子女・私費外国人留学生、編入学生を対象にした入学者選抜が実施されている。

学部生の中で外国政府派遣・国費による留学生以外は、留学生も一般学生と同じアドミッション・ポリシーに沿って、私費外国人留学生特別選抜学生募集要項に従い、各学部・学科の教育に必要な科目の個別学力検査と日本留学試験により選抜されている。また、多様な学生を受け入れるため、社会人入学制度や第3年次編入学制度もあり、それぞれ学生募集要項に従って選抜されている。

大学院においても社会人及び留学生を積極的に受け入れるため、学生募集要項で社会人、外国人留学生の選抜方法が公表され、一般学生と同じアドミッション・ポリシーの下、専門能力・語学能力を科目筆記試験や面接（口頭試問を含む）等から判断し選抜されている。さらに、種々の学歴を持つ学生を社会から広く受け入れるため、個別の大学院入学資格審査により大学院受験を認める制度も整備されている。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜に関する事項は、アドミッションセンター運営委員会で審議・決定され、監督者等に入試実施に関する説明を行った上で、入学者選抜実施方針及び各種実施要項に基づいて選抜が実施されている。

問題作成委員・採点委員には、「入試問題作成に係る点検マニュアル」・「入試採点に係る点検マニュアル」で周知を行い、共通認識を持たせ、入試ミスを防いでいる。

問題作成に当たっての理科学科目間の点検作業、各科目の問題作成の校正・点検作業にアドミッションセンター教員が関与し、問題作成委員とは視点を変えて点検作業を行っている。また、教育学部の教科教育科目を担当する教員による、高等学校学習指導要領から出題範囲が逸脱していないかの点検作業を平成18年度入試より実施している。

大学院課程の入学者選抜に関しても、各研究科で定める入学者選抜試験実施要項等の方針に従って実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

アドミッションセンターでアドミッション・ポリシーに沿った適切な入試システムの開発及び入学者選抜方法に関する調査が行われており、全学的な視点から入試区分、入試成績と入学後の学業成績を定期的に分析し、入学者選抜の動向が検証されている。

また、入試区分ごとの学業成績追跡調査、留年率、退学率等の具体的な検証が行われ、その結果に基づいて入試委員会等が中心となり、入学者選抜の改善に取り組んでいる。

大学院においては、各指導教員が学生の教育・研究の達成度を絶えずチェックしており、それが受け入れた学生の検証となり、入学者選抜のさらなる改善につながっている。このような取組による具体的な入学者選抜方法の改善の例として、自然科学研究科機械システム工学専攻（機械系）、電子情報システム工学

専攻（電気電子系）、電子情報システム工学専攻（情報系）では、学生の個別指導を通じて英語でのコミュニケーション能力の重要性を確認し、平成 19 年度入試から、従来の英文和訳を中心とした試験を見直し、英語の聞く・話す能力も課す TOE I C のスコアを英語能力を測る試験として採用している。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

各学部で審議された定員に対する入学者数について、アドミッションセンター運営委員会において全学的な視点で確認されている。

当該大学における平成 15 年度～平成 19 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。（ただし、平成 16 年 4 月に改組された文学部については、平成 16～19 年度の 4 年分、平成 18 年 4 月に改組された薬学部については、平成 18～19 年度の 2 年分、平成 17 年 4 月に設置された医歯薬学総合研究科（博士前期課程、博士後期課程）については、平成 17～19 年度の 3 年分、平成 16 年 4 月に改組された社会文化科学研究科については、平成 16～19 年度の 4 年分、平成 17 年 4 月に設置された保健学研究科（博士後期課程）については、平成 17～19 年度の 3 年分、平成 17 年 4 月に改組された自然科学研究科（博士後期課程）については、平成 17～19 年度の 3 年分、平成 17 年 4 月に設置された環境学研究科については、平成 17～19 年度の 3 年分、平成 16 年 4 月に設置された法務研究科については、平成 16～19 年度の 4 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 文学部：1.08 倍
- ・ 教育学部：1.08 倍
- ・ 法学部：1.04 倍
- ・ 経済学部：1.07 倍
- ・ 理学部：1.18 倍
- ・ 医学部：1.02 倍
- ・ 歯学部：1.00 倍
- ・ 薬学部：1.08 倍
- ・ 工学部：1.08 倍
- ・ 環境理工学部：1.12 倍
- ・ 農学部：1.11 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.07 倍
- ・ 医歯薬学総合研究科：1.27 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：1.22 倍
- ・ 社会文化科学研究科：0.81 倍
- ・ 保健学研究科：1.26 倍
- ・ 自然科学研究科：1.18 倍
- ・ 環境学研究科：1.10 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：1.64 倍
- ・ 社会文化科学研究科：1.41 倍
- ・ 保健学研究科：2.00 倍
- ・ 自然科学研究科：0.96 倍
- ・ 環境学研究科：1.16 倍

〔博士課程〕

- ・ 医歯薬学総合研究科：1.10 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法務研究科：0.98 倍

〔専攻科〕

- ・ 特別支援教育特別専攻科：0.86 倍

〔別科〕

- ・ 養護教諭特別別科：0.99 倍

大学院課程の医歯薬学総合研究科（博士後期課程）、社会文化科学研究科（博士後期課程）、保健学研究科（博士後期課程）では入学定員超過率が高い。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、大学院博士後期課程の一部の研究科を除いて、適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 入学試験問題の作成に当たり、教育学部の教科教育科目を担当する教員による、高等学校学習指導要領から出題範囲が逸脱していないかの点検作業を平成18年度入試より実施している。

【改善を要する点】

- 大学院博士後期課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程の編成方針は学則第6条に定められている。また、各学部が編成する教育課程は、学部規程にそれぞれ定められている。授業科目は、教養教育科目としてガイダンス科目、主題科目、個別科目、外国語科目に、専門教育科目として専門基礎科目、専門科目にそれぞれ区分されており、これらは各年次に配当され、教育課程が編成されている。学年を2期に区分しており、一つの授業を学期ごとに完結させる Semester 制が採用されている。

卒業認定に必要な単位数に占める教養教育科目と専門教育科目の単位数の割合の例としては、法学部昼間コース1:2.4、経済学部昼間コース1:2.3、理学部化学科1:2.6、工学部機械工学科1:2.9、歯学部1:4.1 などとなっている。教養教育科目は、原則的には選択制であり、4年制学部では専門科目まで選択や選択必修科目を中心に自由度を持った編成となっており、6年制学部では、必修科目が多くなっている。

教育学部では、附属4学校・園での実習を含めて、教員養成に求められる授業科目が、また、医学部、歯学部等では、附属病院における実習等を含めて専門職業人養成に求められる授業科目が適切に配置されており、工学部、環境理工学部等では体系的な技術教育課程が整えられているなど、学部の目的に応じて

体系的な教育課程が編成されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学則に教育課程の編成の方針、授業の方法が定められており、各学部ではこの方針に基づいて、授業科目が開講されている。

各学部では、ガイダンス科目に始まる当該分野を学ぶ上での基礎となる授業科目から、その分野での専門家として社会で活躍するために必要な授業科目まで、教育の目的を達成するために必要な授業科目が適切に展開されている。

平成 16 年度に工学部の「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成」が文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

シラバスの記述や自己評価書に記載された、最新の成果や学問の進展を反映した授業科目の事例によると、各学部とも、各研究分野の新知見や、最新の研究活動の成果を解説する講義が実施されており、総合大学院を基盤とする研究成果が、課題研究、演習、実習等に取り入れられている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

平成 18 年度に当該大学が中心となり「大学コンソーシアム岡山」が設立され、加盟する岡山県内 15 大学とともに単位互換制度を開始している。

また、平成 16 年度に「大学間連携によるフィールド教育体系の構築ー中国・四国地域の農学系学部をモデルとしてー」（広島大学が基幹校）が、文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択され、中国・四国地方の農学系学部での相互に履修する取組を実施している。

外国における履修と単位認定については、全学的な取組のほか、学部ごとに独自に取り組んでいる。インターンシップは、8 学部で授業科目として位置付けており、単位が認定されている。教養教育でも、多様なニーズや要請等に応える特別講義が開講されている。また、大学院教育との連携の取組が実施されている。

特徴的な教育課程として、マッチングプログラムコースがあり、これは学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学習できる教育課程となっている。同コースでは、所属する学生に対して、専用の机とパソコンを備えた部屋を整備している。また、学部を超えた副専攻コースが設置されている。

当該大学の教育学部が岡山県内の大学に呼びかけ、保育者養成大学コンソーシアムを組み、教員養成カリキュラムの充実、学生間交流による主体的成長の促進、地域に密着した子育て支援推進と拠点化に取り

組んでおり、平成 18 年度に「大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成―地域社会に密着した子育て支援と幼保一元化への対応―」が、文部科学省資質の高い教員養成推進プログラム（教員養成GP）に採択されている。

また、平成 19 年度に「医学における知の創生現場実体験プログラム―指導的医療人育成のための医学研究インターンシップ―」が特色GPに採択され、「晴れの国より巣立つ水環境スペシャリスト―地域資源「児島湖」をモデルに持続性の高い環境社会の構築を迫る実践型環境教育プログラム―」が現代GPに採択されている。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

「1単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する」という原則を実質的に運用するため、履修登録科目数の上限を定めるよう学則で規定されており、各学部では教育課程に応じて運用されている。

卒業資格認定試験（環境理工学部環境デザイン工学科）の実施のほか、自主学習スペースの確保、履修モデル等の明示、クォーター制の導入などが各学部で状況に合わせて以下のとおり実施されている。

- ・ 経済学部では、成績評価における期末試験の比重を 6 割以内とすることが「経済学部成績評価基準」に明記されており、それぞれの授業で小テスト、レポート、授業時の報告・発表、出席状況といった多様な評価方法を組み合わせている。このことが、授業時間外の学生の相当量の勉学を不可欠とし、単位の実質化に貢献している。
- ・ 文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部、農学部では、履修モデル等を明示することにより、組織的な履修指導が実施されている。
- ・ 医学部医学科、歯学部、薬学部薬学科では、医学・歯学・薬学教育のモデル・コアカリキュラムが制定され、医療系大学間の共用試験で臨床実習前に必要な知識、技術、態度の修得の確認（薬学科は平成 19 年度試行）がなされている。また、この全国共用試験の合格を進級あるいは臨床実習参加の要件として定めている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間主コースの授業は、原則として夜間 2 時限制で、夜間に開講している授業のみを履修して 4 年間で卒業することが可能となっており、講義時間帯の設定は適切である。さらに昼間コースの科目履修を認めること、長期履修制度の導入、放送大学との単位互換制度等も実施されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）

各学部では講義のほか、演習、実験、実習が数多く取り入れられている。それらの割合を開設単位数の例でみると、法学部昼間コースは講義 62.4%、演習 36.9%、実習 0.7%、理学部化学科は講義 73.7%、演習 4.4%、実験及び課題研究 21.9%、医学部医学科は講義 64.3%、演習 5.9%、実習 29.8%等となっている。

各学部が実施する学習指導の取組には、少人数授業、対話・討論型授業、各種のフィールド型授業、情報機器やTA等の活用等がある。

新入生にTOEIC受験を義務付け、その結果により能力別の英語教育を実施する取組を平成 19 年度に試行し、平成 20 年度から実施することを予定している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教養教育科目のシラバスは、教育開発センターFD委員会を中心に定められた、作成方針・様式に基づき、全学の各授業担当教員が作成している。専門教育科目のシラバスは、各学部の教務委員会が主体となって全学の作成方針に沿って必要な項目等が決定され、各教員が作成している。シラバスはウェブサイトで公開されている。また、「研究活動との関連」の項目を設けており、授業を担当する教員の研究活動との関連についても説明されている。学生の代表も主体的に関わり、シラバスの改善の努力が重ねられていることで、平成 17 年度に「新機軸『学生参画』による教育改善システム」が特色GPに採択されている。

ウェブ版シラバスへのアクセス件数、授業評価アンケートの関連の項目の回答状況から、学生・教員双方が、履修登録、授業計画を共有し、参考図書や授業時間以外の学習の指示等にシラバスを活用していることがうかがわれる。また、シラバスの改善に、学生の代表も教員とともに主体的に関わっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

附属図書館をはじめ多くの施設で、時間外使用を最大限許可しており、自主学習の機会が拡大されている。基礎学力不足の学生には、「基礎英語」、「医学生物学」の開講、数学、物理、化学の補習的授業の実施等で対応している。また、「大学入学後における学習上の問題に関するアンケート」が数年にわたり実施されており、継続的に高校での基礎学力と 1 年次開講科目のレベルと理解度に関する調査が行われ、各学部での検討の材料が提供されている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

各学部では、学則第 12 条及び平成 12 年に評議会で定められた「成績評価基準の指針」に基づき、成績

評価基準が策定されている。シラバスには授業科目ごとに「成績評価」の項目を設け、具体的に成績評価の基準を明示しており、学生便覧等と併せて学生に周知がされている。

卒業要件と卒業認定についても同様に、学則第 39 条、第 40 条に基づき、各学部規程で定められている。各学部学科で定めた卒業要件単位は、いずれも学則及び大学設置基準に定める単位数を満たしている。学生への周知については、主に各学部の学生便覧に記載されているほか、入学時あるいは年度始めのオリエンテーションで教務委員会等が説明を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

学部規程及びシラバスに明示された成績評価基準に基づき、各授業担当教員が成績判定を行い、単位が認定されている。また、各学部の規程に基づき作成された一覧表等により教務委員会、教授会で、卒業判定を行っている。判定の際の基礎資料となる学生の基本情報、履修登録、成績等は全学の学務システムで一元的に管理されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

各学部とも、従来から、答案の開示や返却、模範解答例、得点分布の公開などを行っているほか、学生からの成績評価についての質問にも随時応じている。また、全学部で成績評価基準のなかに「学生からの質問や疑問には適切に応じる」ことが明記されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の目的は管理学則で、各研究科の目的は各研究科規程でそれぞれ定められている。平成 19 年 4 月より大学院学則第 4 条の 2 が新設されており、体系的に教育課程を編成することを明示し、新法令に対応している。また、授与される学位は学位規則で定められている。教育課程と専攻については管理学則第 56 条で定められている。これらの事項は、研究科ごと及び全学的にまとめられており、ウェブサイトに掲載されるとともに、冊子体、印刷物としても配布されている。

各研究科の教育課程の編成にあたっては、専攻等の配置、授業科目の年次配当について体系的な配慮がされている。

また、医歯薬学総合研究科医歯科学専攻（修士課程）では、平成 16 年度に「バイオ人材教育による地域活性化方策—地域産業と連携した教育プログラムの立案と実践—」が現代 G P に採択され、バイオインフォマティクスに関する新たなカリキュラムを展開している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院学則第7条を受けて、各研究科規程において授業科目と授業の内容が定められており、学生便覧及びシラバスで公表されるとともに、ウェブサイトでも公開されている。

ウェブサイトに掲載されている「各研究科の開講授業科目一覧及び概要」と自己評価書に記載された資料「各研究科の特色ある授業科目の例示とその概要」を見ると教育の目的を達成するために必要な授業科目が適切に展開されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

自己評価書に記載された資料「戦略的研究領域の構成メンバーの研究成果と授業内容」を見ると、21世紀COEなど学内外の大型研究プロジェクトの最新の成果が授業内容に反映されている。またシラバスには、授業内容と担当教員の研究分野との関連が記されており学生や社会に公表されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院学則に単位の授与について定め、これに基づいて各研究科では、自主学習の環境の整備、授業科目と並行して学位論文作成に係る研究指導等が実施されている。また、環境学研究科においてはGPA制度が導入されている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

夜間大学院や昼夜開講の授業は、在籍する学生の多くが有職者であることから、夜間の開講時間の設定、土曜日や夏期休暇中の開講が実施されている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科では講義のほか、演習、実験、実習、特別研究等が実施されている。さらに、授業方法の併用実施を促進するため、平成19年4月より大学院学則が改定されており、各研究科では、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを有効に利用した授業、プレゼンテーション技法の訓練等が実施されている。

フィールド型授業では、水島地区の企業と連携して「瀬戸内圏インターンシップ・サテライトラボ」が設置されており、長期インターンシップを実現する取組や、平成17年度に『いのち』をまもる環境学教育が文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択され、海外研修などの機会を設け国連機関など国際的に活躍できる環境の専門家の育成を目指す取組が実施されている。

また、平成 15 年度に「循環型社会への戦略的廃棄物マネジメント」が文部科学省 21 世紀 COE プログラムに採択され、研究の成果をインターネット配信する環境学研究科の取組に加えて、遠隔地の社会人大学院学生にインターネットを通じた講義のライブ配信等を行う社会文化科学研究科の取組など e-learning を開始している。

国際的に魅力ある大学院教育の構築についての取組も行われている。自然科学研究科及び環境学研究科では、E S D (Education for Sustainable Development) 推進を目的とするユネスコチェアの設置を受けて、英語で講義を実施する留学生特別プログラムを開設し、平成 19 年 10 月から博士後期課程に 10 人の外国人留学生が入学している。

また、平成 19 年度に「ユニット教育による国際保健実践の人材育成」及び「医療系大学院高度臨床専門医養成コース」が文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択され、「中国・四国広域がんプロ養成プログラム—チーム医療を担うがん専門医療人の育成—」(共同プロジェクト)が文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育開発センター大学院教育専門委員会(現 大学院教育システム委員会)を中心とした全学的な取組の結果、平成 19 年度からすべての研究科でシラバスが作成されるようになっている。

シラバスは、各研究科のウェブサイトで学内外から閲覧できるほか、学務部が全学的に取りまとめて、大学ウェブサイトでも公表されている。自然科学研究科、環境学研究科では、平成 19 年度から英語版シラバスを追加するなどの更なる改善に取り組んでいる。

シラバス活用状況の把握は十分ではないが、平成 17 年度に実施された博士前期・修士課程の学生に対するアンケート調査では、シラバスの満足度は、5 段階評価で、26%が「非常に満足」と「満足」、62%が「普通」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業(添削等による指導を含む。)、放送授業、面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

研究指導については、大学院学則、各研究科規程に定められており、各研究科では「授業及び研究指導計画」を年度初めに学生に明示し、研究指導計画書に基づいて、学生の研究指導を実施することを基本としている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、T A・R A（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

複数教員による研究指導体制を、社会文化科学研究科、自然科学研究科（博士後期課程）、環境学研究科（博士後期課程）で確立している。研究テーマは、学生と指導教員が大学院入学当初からよく相談して決定していたが、平成19年度からは、全研究科で「研究指導計画書」を導入している。これにより、研究テーマの決定から学位論文指導に至るまでのプロセスが具体的に提示され、双方向対話形式で研究指導を推進している。

T Aは指導教員から補助する実習科目について事前指導を受け、R Aは教員との共同研究の中で研究指導を受けている。

大学院学則第15条に基づいて、他大学の大学院、研究所等において必要な研究指導を受けている者もいる。特に自然科学研究科では、高輝度光科学研究センター等の近隣最先端研究施設との教育連携を推進しており、平成18年度に「先端基礎科学開拓研究者育成プログラム」が、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択され、現場体験型教育による技術開拓者育成と、現代の先端科学水準を更に切り開く自立型開拓研究者育成に取り組んでいる。大学院学則第29条に基づき留学して海外の大学院、研究所等において必要な研究指導を受けている学生もいる。また、他大学の大学院から研究指導のための学生を多数受け入れている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

学位に係る指導について、平成19年4月改正の管理学則第62条で「研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。」と定められており、新法令に対応している。指導教員は複数制が採用されているところが多く、各研究科とも、入学時に各学生の指導教員を定め、在学期間を通して、研究室に配属し学位論文に係る指導を行っている。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

平成19年4月より大学院学則において成績評価基準の明示等として第11条の3が制定されている。これを受けて各研究科規程を改正しており、学生便覧、ウェブサイトで学生に周知されている。研究科で作成しているシラバスには、成績評価基準が明示されている。

修了認定基準は、大学院学則第4章「課程の修了及び学位」において定められ、これに基づいて各研究科規程が整備されている。これらの規程は、学生便覧等により学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価と単位認定は、各研究科規程に定められている成績の評価基準及びシラバスに明示されている科目ごとの成績評価基準により、各授業担当教員が実施している。

修了認定については、各研究科規程の修了要件に基づき教務委員会、研究科教授会で審議している。さらに学位論文の審査及び最終試験結果に基づいて、研究科教授会で可否を決定している。医歯科学専攻（修士課程）を例にとると、学位論文審査会は毎年2月初旬に公開で開催し、論文発表に続き質疑応答が行われ、成績を取りまとめた後、最終試験結果は、審査委員長作成の予備審査報告書等に基づいて医歯科学専攻会議（教授会）で審査し可否を決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

博士の学位審査体制については、学位規則で規定されている。これを受けて、研究科ごとに学位審査委員会の構成、学位論文の提出方法などを定めて実施している。学位論文の可否の議決については、学位規則第14条と第15条で定められており、修士の学位審査体制もこれらに準じている。

各研究科では、内規等が定められており、申請受付期間が周知され、「学位申請の手引」等も作成されている。申請された学位論文について、審査委員が教務委員会等で選出されている。学位審査委員会では、論文発表及び最終試験（学力の確認）が行われ、審査報告書に基づき教授会で可否の判定を行っている。これらの審査結果は、岡山大学学位論文審査要旨としてウェブサイトで公開されている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

大学院課程では、学生が成績評価に疑義がある場合には、各授業担当教員に問い合わせ、教員がこれに対応することが習慣的に行われていたが、平成19年度からは全研究科で、このことが成績評価基準の中で定められている。また、このことが「申し合わせ」で学生に明示されている研究科もある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

法務研究科の理念・目的は、「地域に奉仕し、地域に根差した、人権感覚豊かな法曹の育成」と定められており、修了者には法務博士（専門職）の学位が授与される。これを受けて「法曹として望まれる能力及び素養を涵養する」という教育目標をもとに教育方針が定められており、3年標準型あるいは法学既習者に対する2年短縮型の教育課程を設けている。教育カリキュラムは、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群に体系的にまとめられている。授業科目の配当年次は、法学完全未修者にも対応しうるように工夫されている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

自己評価書に添付された、「4つの科目群で開講される授業科目」を見ると、開設されている授業科目は、カリキュラム上の法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4つの科目群に属しており、それぞれにふさわしい内容となっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

自己評価書に添付された資料「研究者教員：研究分野と成果及び授業内容の事例」を見ると、授業の内容が研究の成果を反映したものとなっている。また、資料「実務家教員が担当する授業科目の事例」では、授業内容が実務の成果を反映したものとなっている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の上限が導入されており、各年度において履修登録することができる単位数の上限及び修了までに取得することができる単位の上限が定められている。

自主学習を促進するために授業時間外の共通演習室、資料室、自習室を最長 22 時まで利用できるようにしている。また、最終試験以外に学習プロセスを評価することを明記し、不合格者の再試験受験資格に学習プロセスの評価が 70 点を上回ることを条件としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法曹として活躍するために必要な能力が「教育目標」として掲げられ、これを獲得するためのロードマップとも言える「教育方針」が明示されている。学習アドバイザー制度が導入されており、選択科目については目的とする専門性に合わせて履修モデルが提示されている。

また、次のような取組を行っている。

- ・ 平成 16 年度に「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」（共同プロジェクト）が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、新しい専門家育成理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、その成果を多様な形態の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースを構築している。
- ・ 平成 16 年度に「医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育－多角連携型医療福祉ネットワークセミナーによる実践的教育システムの構築－」が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択され、活動母体として「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」を設立している。

上記に加えて、平成 19 年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（共同プロジェクト）、「医療・福祉分野での地域連合法曹教育の確立－医療・福祉の分野に特化した専門家ネットワークと附設法律事務所を活用した法曹教育システムの確立・充実と教材開発－」及び「真に課題解決能力を育てるカリキュラム開発－地域協働学校と教職大学院のコラボレーション－」が文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)

法律基本科目の基幹科目並びに実務基礎科目のうち必修科目である演習科目については、確実に学習を身に付けるため、1クラス20人程度の少人数教育を原則としている。これにより法律基本科目では、設例問題などにつき、学生との議論を通した双方向・多方向の授業が実施されている。学生の基本能力を高める工夫として、各種のライティングの課題を課し、演習形式の授業では、設問、テーマに基づくディベート、共同事例研究なども実施されている。

実務実習教育では、映像などのIT教育ツールを利用したシミュレーションが導入されている。また音声追従型映像自動収録装置を装備した模擬法廷が設置され、隣接する講義室で映像を視聴することが可能となっている。さらに、「岡山リーガルクリニックいちょう並木法律事務所（平成19年度から、岡山弁護士会が運営を支援するパブリック法律事務所岡山大学内支所として継承）」をキャンパス内に設置し、実務教育の拠点とし、実際の事件を同時進行的に教材として取り入れている。e-learningへの取組としては、教材等の提供、各種アンケート等のため、学生専用ウェブサイトから「Webclass」にアクセスすることができる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該研究科では、ウェブ版のシラバスが作成されている。シラバスでは、毎回の授業計画、成績評価の基準、履修要件等が明示されている。また、年度初めのオリエンテーションでも、シラバスの活用方法について説明されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

研究科規程第12条に成績評価基準を明示すること、第18条に成績の評価の方法がそれぞれ定められている。学生には、シラバスにより科目ごとの成績評価の基準が明示されている。また、進級要件、科目履修要件、課程の修了要件は学生便覧に明記されているほか、年度初めのオリエンテーションで学生に説明されている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

履修科目の成績 70 点以上を単位認定基準としている。成績は、学年末等に一覧表として教務委員会で取りまとめられ、研究科教授会に報告され、成績評価と単位認定が適切であることを確認している。併せて進級要件に照らして、進級判定を行っている。修了判定については、教務委員会で取りまとめた資料により研究科教授会で決定している。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に対する異議申立て制度があり、異議のある場合は、異議理由を付した書面で異議申立てを行うこととしており、学生便覧等で学生に周知されている。異議についての審査の方法についても定められており、学生便覧には「異議審査は、異議審査委員会が実施し、当該学生及び教員の意見を聴いた上で、両者に対する口頭での尋問により行う。」と書かれている。

また、異議を申し立てる前に、疑義がある科目の担当教員に説明を求めることもできる。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- マッチングプログラムコースは、学生個人の目標・目的に応じた科目履修を基本とし、学部・学科横断型の科目履修を可能としている。
- シラバスに「研究活動との関連」の項目を設け、授業を担当する教員の研究活動との関連を説明している。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成16年度に「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成」が採択され、「読む、書く、話す」ことの指導を行っている。
- 文部科学省教員養成GPにおいて、平成18年度に「大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成—地域社会に密着した子育て支援と幼保一元化への対応—」が採択され、教員養成カリキュラムの充実、学生間交流による主体的成長の促進、地域に密着した子育て支援推進と拠点化に取り組んでいる。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成16年度に「バイオ人材教育による地域活性化方策—地域産業と連携した教育プログラムの立案と実践—」及び「大学間連携によるフィールド教育体系の構築—中国・四国地域の農学系学部をモデルとして—」（広島大学が基幹校）が採択され、バイオインフォマティクスに関する新たなカリキュラムの展開及び中国・四国地方の農学系学部での相互に履修する取組を行っている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブにおいて、平成17年度に『『いのち』をまもる環境学教育』、平成18年度に「先端基礎科学開拓研究者育成プログラム」が採択され、海外研修などの機会を設け国連機関など国際的に活躍できる環境の専門家の育成を目指す取組、及び現場体験型教育による技術開拓者育成と現代の先端科学水準を更に切り開く自立型開拓研究者育成の取組を行っている。
- 文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムにおいて、平成16年度に「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」（共同プロジェクト）及び「医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育—多角連携型医療福祉ネットワークセミナーによる実践的教育システムの構築—」が採択され、新しい専門教育理論の開発、専門技能を教育できる人材の育成、映像教材の開発・蓄積などを行い、

その成果を多様な形態の教材としてまとめ、プロジェクト参加校間で共有するデータベースの構築、及び医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育の活動母体として「医療・福祉リーガルリスク予防研究センター」の設立を行っている。

- 文部科学省特色GPにおいて、平成 19 年度に「医学における知の創生現場実体験プログラムー指導的医療人育成のための医学研究インターンシップー」が採択されている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成 19 年度に「晴れの国より巣立つ水環境スペシャリストー地域資源「児島湖」をモデルに持続性の高い環境社会の構築を追及する実践型環境教育プログラムー」が採択されている。
- 文部科学省大学院教育改革支援プログラムにおいて、平成 19 年度に「ユニット教育による国際保健実践の人材育成」及び「医療系大学院高度臨床専門医養成コース」が採択されている。
- 文部科学省がんプロフェッショナル養成プランにおいて、平成 19 年度に「中国・四国広域がんプロ養成プログラムーチーム医療を担うがん専門医療人の育成ー」（共同プロジェクト）が採択されている。
- 文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムにおいて、平成 19 年度に「実務技能教育指導要綱作成プロジェクト」（共同プロジェクト）、「医療・福祉分野での地域連携法曹教育の確立ー医療・福祉の分野に特化した専門家ネットワークと附設法律事務所を活用した法曹教育システムの確立・充実と教材開発ー」及び「真に課題解決能力を育てるカリキュラム開発ー地域協働学校と教職大学院のコラボレーションー」が採択されている。

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準 6 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学士課程、大学院課程ともに大学概要やウェブサイトにて養成する人材像等についての方針が明示されている。各学部・研究科では、目的や養成する人材像に沿ってカリキュラムが編成されており、卒業（修了）判定の際に、学務システム等で集積された卒業要件単位の取得状況や、学習の集大成である課題研究、学位論文等の内容を総合的に判断することで達成状況を検証・評価している。また「学生による授業評価アンケート」をはじめ、在学生、卒業予定者、卒業生の就職先企業等を対象に、教育の達成状況及び教育内容に関する各種アンケートを実施しており、大学として各授業科目や各教育課程における教育の達成状況を検証する体制を整えている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程について見ると、標準修業年限以内で卒業する者は毎年 82%前後である。全学部の最近 6 年間の平均卒業率の年次推移は、77.6%～81.6%である。また、平成 18 年度の早期卒業者は法学部 1 人、経済学部 1 人、理学部 3 人の計 5 人である。平成 17 年度の教員免許状の取得者は計 397 人で、教育学部卒業生の 87.4%となっている。平成 18 年度の各種国家試験合格率は、医師国家試験 94.9%、看護師国家試験 97.6%、保健師国家試験 100%、助産師国家試験 100%、診療放射線技師国家試験 94.3%、臨床検査技師国家試験 97.4%、歯科医師国家試験 90.2%、薬剤師国家試験 88.1%である。司法試験については、平成 18 年度は 7 人、平成 19 年度は 10 人が合格している。

大学院課程について見ると、大学院修士・博士前期課程の修了率の平均は、おおむね 90%で推移している。また大学院博士・博士後期課程の修了率の平均は、40%前後であり、大学院全体では約 70%である。博士の学位授与者は、論文提出によるものを含めて総計で毎年 300 人程度で、通算で 7,629 人が博士の学位を授与されている。また、学会賞を受賞している学生の研究もある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

「大学入学後における学習上の問題に関するアンケート調査」を実施しており、入学当初の大学の授業

レベルについて、教養教育、専門基礎科目、専門科目とも、理科系科目では、約6割の学生が「授業レベルが高い」と回答している。

平成18年度後期の「学生による授業評価アンケート」の集計結果によると、授業全体に対する総合評価（5段階）を問う質問では、平成18年度後期の平均値と標準偏差は教養教育、専門教育でそれぞれ4.0±0.86、4.0±0.84、大学院授業科目では4.3±0.75である。

また、分野の重要性を深く認識するようになったかを問う質問（5段階）では、評価が4以上の科目の割合が6割を超えている。

平成17年度に大学院学生を対象に実施した「大学院課程に関するアンケート」の分析結果では、修士課程、博士課程とも研究指導については約7割、大学院教育全般については約4割の学生が「非常に満足」か「満足」と回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成18年度卒業（修了）者の就職（進学）状況は、学部卒業生の2,402人のうち、774人（32.2%）が大学院進学、44人（1.8%）が大学院以外への進学、1,234人（51.4%）が就職である。就職希望者1,333人に対する就職決定者は1,234人であり、就職率は92.6%である。

卒業が国家試験受験資格とされる各種国家試験合格状況は、3～4年にわたっていずれも全国平均合格率を上回っている。

平成18年度の大学院修了者の就職（進学）状況については、大学院修士・博士前期課程修了者831人のうち、107人（12.9%）が大学院博士後期課程へ進学している。就職希望者680人に対する就職率は95.9%である。大学院博士課程・博士後期課程修了者257人のうち、就職希望者196人に対する就職率は99.0%である。

地域別の就職状況は、学部卒業者では中国・四国地方の中堅企業が多くを占めており、大学院修了者では首都圏、関西の大企業が多くを占めている。

学部卒業者・大学院修了者の産業別の就職状況は、社会からの多方面にわたる要請にこたえるべき総合大学として多岐にわたるが、おおむね学部・研究科とのつながりの深い分野に就職している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業予定者に対する「岡山大学の教育方法・内容等に関するアンケート調査」では、教育目標達成度の自己評価において、幅広い教養を獲得したとする学生は59.3%で、法学部、経済学部で高率となっている。専門的知識等の獲得は74%で、医歯薬学系、理工系で高率を示している。また協調性は67.9%で、特に教育学部、環境理工学部、医学部で高率となっている。このように各学部が意図した教育目標において、教育成果が上がっている。総じて達成率が低率に留まったものは、外国語能力、国際的な視野、リーダーシップである。

卒業生就職先企業・機関等に対して試行的に行った「岡山大学の教育改善のためのアンケート」の結果では、「十分に備えている」あるいは「十分ではないがほぼ備えている」と回答のあった項目の割合は、専門知識36%、問題解決能力41%、問題発見能力27%、教養27%、人物37%であり、さらに専門教育、基礎

教育、国際的センスを養成する教育、就業教育を充実させるよう要請されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生に対しては、入学式以前に学部別（医学部のみ学科別）のオリエンテーションが実施されており、学生便覧に基づき、授業の履修登録の方法、卒業要件等について説明されている。説明担当教員に対しては、教育開発センター主催の研修会が行われている。また、学生・教職員教育改善委員会主催で、新入生を対象とした履修相談会が実施されている。これは学生主導で実施されており、学生の目線から説明が行われることなどが特徴的である。平成 19 年度は新入生の約 87% が参加しており、アンケートでは回答者のうち 80% 以上が役に立ったと答えている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学習相談や助言については、アカデミック・アドバイザー（担任又は指導教員を含む。）、教務委員、学生生活委員等が対応している。シラバスにはオフィスアワー、メールアドレス及び電話番号が掲載されており、学生が教員に直接相談できる体制になっている。また、学生・教職員教育改善委員会により『ラーニングチップス（先輩学生が新入生のために記した「学び方虎の巻」）』が作成され、新入生に配布されている。その他にも、学生支援センターに学生相談室が設置されており、その利用方法はウェブサイトや『キャンパスブック（学生生活ガイド）』等に掲載されている。学生相談室には学生から様々な相談が寄せられており、平成 18 年度は 479 人に利用され、全体のうち修学相談が 29.0%、進路適性が 6.5%、転学部・転専攻が 7.9% であり、学習に関しての多くの相談に応えている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学習に関する学生の意見を汲み上げる制度として、学内での意見箱の設置、学生・教職員教育改善委員会での意見交換、アンケート調査等が行われている。学生・教職員教育改善委員会では、授業内容や評価方法に学生の意見を取り入れた学生発案授業が提案されており、平成 18 年度は教養教育科目として「癒しの公園計画」、「大学授業改善論」、「ドラえもん科学」、「知ってるつもり？コンビニ」が開講されている。教育開発センター広報誌『OU-Voice』では、大学の教育に関する教職員・学生からのコメントが取り上げられている。入学当初の学生に対しては、「大学入学後における学習上の問題に関するアンケート調査」

が実施されており、その結果によると、物理、化学、生物、数学、英語（オーラル・コミュニケーション、リーディング、ライティング）で補習授業を希望する学生が多い。さらに、授業評価アンケートが実施されており、集計結果は自由記述アンケートとともに各担当教員にフィードバックされて、授業改善や学習支援に活かされている。

大学院生については、平成 17 年度に教育研究全般に関してアンケート調査が実施されており、学生のニーズを把握し、そのニーズに応えるべく実施策を検討している。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

平成 19 年度には外国政府派遣留学生 17 人、国費留学生 128 人、私費留学生 440 人の合計 585 人の留学生が在籍しており、年々増加する傾向となっている。留学生に対しては、国際センター留学生部門で大学院入学前に必要な日本語の予備教育、日本語・日本事情の教育、留学生に対する修学上及び生活上の相談、指導が一元的に行われている。

障害のある学生に対しては、入学に応じて随時対応されている。平成 19 年度は聴覚障害者、肢体不自由者等 15 人が在籍しており、その支援体制として、学生支援センターの中に障害のある学生支援のための WG が設置され、啓発活動と学内バリアフリーマップの作成等の支援策が検討・実施されている。ノートテイク等常時待機してはいないが、必要に応じ当該部局で養成され配置されている。また、体育実技の特別クラスとして「スポーツ実習 C」が開講されており、障害に応じた運動が指導されている。平成 18 年度からは、学生支援センターの発足に伴い、障害のある学生の支援を同センターの学生相談室が担当することにより、修学・生活を一括して支援できる体制となっている。

また、社会に開かれた大学として、大学で学習機会を得たいという社会人を受け入れており、平成 19 年度は学士課程に 95 人、大学院課程に 968 人の社会人学生が在籍している。法学部、経済学部は夜間主コースでは、昼間の授業を受講できる制度、長期履修制度等が採用されており、大学院課程では、フルタイムでの修学が困難な職業人などを対象に、昼夜開講制度、長期履修制度等が採用されるなど、仕事と学業の両立を目指す社会人学生の支援がされている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習の環境として、全学的には附属図書館、総合情報基盤センター、語学自習室等が整備されている。附属図書館には、演習室、グループ学習室、学習個室、蔵書閲覧室が整備されている。また、総合情報基盤センターの情報実習室は、学生の自主学習の場としても利用できるようになっている。

各学部では、講義室・演習室や総合情報基盤センターが設置する情報実習室を授業で使用していない時間に開放しているほか、資料室、図書室、リフレッシュコーナー、チュートリアル室の設置など、自主的

学習環境の整備に努めている。

研究科では主に講座の研究室が学生の自主学習スペースを兼ねている。

これらのことから、自主的学習環境がおおむね整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-2② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の課外活動・サークル活動等を支援する組織として校友会がある。平成18年度の校友会登録数は、124サークル、4,439人、同好会は42サークル、1,437人となっている。学生のサークル活動等の課外活動の円滑な実施のために学生支援センター文化体育活動支援部会、スポーツ教育センター、学務部学生支援課が中心となって支援を行っている。平成17年度に「バリアフリーによる双方向スポーツ教育活動」が現代GPに採択され、その実施組織として設置されたスポーツ教育センターは、新たなスポーツ教育活動として、医科学サポートとしてのスポーツ相談や地域と連携した双方向のスポーツ教育活動等を推進し、学生への教育活動と地域の活性化に寄与している。

学生支援課は校友会と連携して、年1回の校友会サークル幹部研修及び上半期・下半期活動報告会を開催している。平成16年度には、「課外活動実態調査アンケート」が実施され、その結果を基に陸上競技場のトラック改良工事や、栄養・救命救急・熱中症の講習会の開催等を行っている。平成17年には課外活動支援ボランティアコーチが導入されている。さらに体育活動広報誌として『岡大スポーツ』の発刊の支援がなされている。また、学生の課外スポーツの振興を図るため、スポーツ奨励賞、国際スポーツ賞（平成4年度から）、スポーツ努力賞（平成16年度から）の表彰を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-1① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生生活全般の支援については、学生支援センター運営委員会において随時検討を行っている。学生支援センターには学生相談室が設置され、大学生生活、人間関係、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに関することなど様々な相談に応じており、平成18年度の相談件数479件のうち、友人・対人関係が7.1%、ハラスメントが9.1%となっている。

進路相談・就職相談等に関しては、各学部の就職担当教職員、学生支援センターキャリア支援室の就職担当教職員により対応している。年間を通じて就職セミナー、ガイダンス等が実施されるほか、『就職ガイドブック』が作成されている。さらに、県経済同友会、地元教育関連産業、県経営者協会、大学OB・OGの協力により、1・2年次の授業科目として教養特別講義2（キャリア・デザインⅠ、キャリア・デザインⅡ）が開講されているなど、キャリア教育が展開されている。

また、保健環境センター保健部門により、年間を通じて定期健康診断、健康相談及び外来、健康教室などが実施されており、平成17年度には学生延べ32,829人、職員延べ3,555人が利用している。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-2② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生のニーズを把握するために、学内に意見箱が設置されており、学生が随時投函できるようになっている。また、学生生活全般にわたる実態調査が4～5年に一度実施されている。平成14年には「学生支援」に関する外部評価が実施され、評価委員として加わった卒業生及び在学生からも評価を通じて意見を心得

いる。これを受けて学生相談・生活支援体制の整備、就職支援体制の整備、バリアフリー、課外活動に関する支援、ボランティア活動に対する支援、自主学習に対する支援が行われるなど、順次支援体制と組織整備が推進されている。さらに岡山大生活協同組合と協力連携して適宜学生のニーズ調査と生活支援が実施されている。

学務部学生支援課には、学生の生活上の総合的ガイダンスや総合的諸相談に応じる「何でも相談窓口」が設置されており、窓口による対応だけでなく、電話及び電子メールによっても随時相談に対応できるようになっている。平成 18 年度に設置された学生支援センターに、学生生活支援部会を配置し、これらの機能をさらに充実させている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等行われているか。

留学生に対する支援は、国際センター留学生部門及び国際課留学生支援係が中心となり行われている。大学生活や日常生活についての『外国人留学生ガイドブック』が配布されており、岡山大学外国人留学生・研究員宿泊施設において住居の提供も行っている。また、相談内容の分析を基に留学生の派遣・受入に関する諸手続きをマニュアル化したものが教職員向けに作成されている。新入学の留学生に対しては、指導教員の推薦により選定されるチューターがつけられ、学習や日常生活等の支援が行われている。『留学生便覧』は二カ国語で作成され、日本語・日本事情の学習等に関する情報が掲載されている。また、岡山大学国際交流基金事業の一つとして、私費外国人留学生を対象に、国民健康保険料の一部補助が実施されている。

障害のある学生に対する支援体制としては、障害のある学生支援のためのWGが設置され、啓発活動と支援策が検討されており、入学者ごとに随時支援する取組と同時に、「障害学生支援シンポジウム」の開催により必要性や方法を周知する取組が実施されている。また、学生支援センターの学生相談室及びキャリア支援室でも必要に応じて生活支援等を行っている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

奨学金及び入学科・授業料免除については、従来からの経済支援型の入学科・授業料免除、日本学生支援機構奨学金等の奨学金がある。平成 18 年度の入学科免除者は半額免除が 90 人である。また、同年度の授業料免除者は学士課程で全額免除延べ 691 人、半額免除延べ 26 人、大学院課程で全額免除延べ 807 人、半額免除延べ 28 人で合計 1,552 人である。大学独自の新生対象の成績優秀学生への授業料免除制度、岡山大学法科大学院奨学金、岡山大学国際交流基金による支援も行われている。平成 18 年度の奨学生は、学士課程で 4,059 人、大学院課程で 947 人、特殊教育特別専攻科で 1 人、合計 5,007 人である。

奨学金受給者の審査については、岡山大学日本学生支援機構奨学生等推薦・選考基準等に基づき、学生支援課において適切に選考・推薦の手続きが行われている。入学科・授業料免除についても、入学科免除及び徴収猶予取扱規程等に基づき実施されている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省現代GPにおいて、平成 17 年度に「バリアフリーによる双方向スポーツ教育活動」が採択され、その実施組織として設置されたスポーツ教育センターは、新たなスポーツ教育活動として、医科学サポートとしてのスポーツ相談や地域と連携した双方向のスポーツ教育活動等を推進している。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、教育研究の場として、津島キャンパス及び鹿田キャンパスを中心に、2,062,418 m²の土地と延べ476,658 m²の校舎等建物を有しており、いずれも大学設置基準で必要とされる面積を満たしている。校舎には教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等の施設が整備されている。そのほか、教育研究活動を効果的に行うために総合情報基盤センター、外国語教育センター、附属図書館、附属学校・園、附属病院等の附属施設が設置されており、教育課程に沿って授業・実習や学生の自主学習で活用できるよう整備されている。また、授業や教育の一環としての課外活動に利用する施設として運動場、プール、体育館、課外活動合宿所等が、学外連携に関わる施設として新技術研究センター、社会連携センター等が、さらにシンポジウムや講演会に利用できる創立50周年記念館等が整備されており、キャンパスの中で学生が教育の目的を達成するために必要な環境が整えられている。

平成16年度から、キャンパスごとに「施設基本計画書」が作成されており、その中で施設整備の目標、キャンパス計画、施設の配置計画、屋外環境、営繕計画、施設利用の考え方等が検討されている。

平成17年度には、施設・設備の質の向上、有効活用の促進を図るため、既存施設の使用状況の実態調査が実施され、分析が進められている。さらに、施設・設備の保守点検（施設パトロール）が実施されており、施設企画部及び各部局等との検討が行われ、必要に応じて改修・整備等が行われている。

学内のバリアフリー化への配慮としては、建物入口のスロープ設置、自動ドアの設置、車椅子使用者や身障者用の多目的トイレの設置等が進められている。

これらのことから、施設・設備が適切に整備され、有効に活用され、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

総合情報基盤センター運営委員会の管理・運営のもとに通信速度最大1Gbpsのギガビットイーサネットからなるキャンパス情報ネットワークが整備されており、国立情報学研究所が運営する学術情報ネットワークSINETにも加入している。総合情報基盤センターが管理する情報実習室には920台のパソコンが配置されており、文書作成ソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト等は常に最新版が利用できる環境が整備されている。利用時間に関しては、情報実習室の利用可能時間終了後にも、附属図書館本

館1階で22時までパソコンを利用可能とするなど、夜間利用を希望する学生に対する配慮がなされている。

すべての学生にメールアドレスを付与しており、シラバスに教員のメールアドレスを記入することで学生と教員の意思疎通を図り、教員からの演習問題・課題や宿題などの提示、学生からのレポート（回答）提出などをインターネットを利用して行う授業も増えてきている。

また、学務システムの整備により、授業の履修登録、就職に関する情報の検索、単位の確認などはネットワーク上で行うことができるようになっている。学生割引証明書等の各種証明書についても大学会館及び各学部教務担当係の窓口にある証明書自動発行機から学生自身で取得することができるようになっている。

セキュリティ管理については、全学的な見地から「岡山大学情報システムセキュリティポリシー」が制定され、意識を高める一方で、不正侵入検知装置が導入されており、不正侵入やP2P（例：音楽集配信ソフト）の不正使用などの検出が行えるよう整備されている。また、ウイルス対策サーバを導入し、最新のウイルス検疫ソフトが随時更新されており、すべてのメール（送受信）に対してウイルスチェックが行われている。学生に対する情報セキュリティの指導は、各学部でのガイダンス科目や情報処理関連の授業を通じて行うほか、『ネットワーク利用の心得』や『総合情報基盤センター利用の手引き』も作成されている。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

附属図書館、総合情報基盤センター等の学生の教育に必要な施設、大学会館、サークル共用施設、保健環境センター、生協福利施設といった学生の福利厚生に必要な施設、そのほか、創立50周年記念館等の施設の運営に関する基本的な方針は規程として策定され、ウェブサイトに掲載されている。この規程に基づいて各施設の運用が行われており、具体的な利用方法については、利用案内や手引き等を作成し分かりやすい場所に掲示するとともに、一部はウェブサイトにも掲載されている。学生が課外活動等で利用する運動場、テニスコート、体育館の概要や利用方法についてもウェブサイトに掲載されている。新入生に対しては、学生の利用する施設の概要や利用方法を記載した「キャンパスブック（学生生活ガイド）」が配付されており、オリエンテーション等でガイダンスが行われている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

附属図書館は、津島キャンパスにある中央館、鹿田キャンパスにある鹿田分館、倉敷地区にある資源生物科学研究所分館の3館で構成されている。運営は中央図書館制が採られ、学部、キャンパス、大学の枠を越え、地域や他の教育・研究機関にも広く開放されている。各図書館の開館時間は、中央館が平日8時40分から22時まで、土曜日、日曜日10時から17時まで、鹿田分館が平日9時から21時まで、土曜日9時から16時まで、資源生物科学研究所分館が平日9時から17時までとなっている。蔵書及び雑誌は、大学の教育研究に必要な図書の適正な構成が維持されるよう収集されており、日本十進分類法に従って系統的に分類・配架されている。

平成18年度末現在の蔵書冊数は2,058千冊、雑誌所蔵タイトル数は42,022種（継続受入タイトル数4,744種）、視聴覚資料所蔵点数は3,776点となっている。年間の図書受入冊数（消耗品扱を除く）は約20,000冊であり、その収集範囲は全学問分野にわたっている。こうして収集した図書資料は、年間延べ約54万人

の教員、学生及び一般市民等に利用されている。

近年の学術資料の急速な電子化の進行により、従来の冊子体学術資料のほかに電子ジャーナルや二次情報データベース等の収集提供も附属図書館の新たな機能として求められるようになったことに対応するため、平成17年度に予算配分の見直しが行われ、約5,900タイトルの電子ジャーナルが新たに導入されており、現在では無料のものも含め、合わせて8,786タイトルの電子ジャーナルを利用できる体制となっている。また、二次情報データベースについても、世界的に最も利用されているWeb of Scienceをはじめ19種類のデータベースが導入されている。視聴覚資料については、ビデオやCD-ROM等の資料を年間約200点受け入れている。平成17年1月以降の電子ジャーナルの全文アクセス件数は月平均約5万件に達している。

学生用図書は、学生用図書整備指針に基づき、教員推薦、学生希望、図書館職員による選書等の方法により資料整備が図られている。特に、シラバス掲載図書については原則としてすべてを購入することとしている。

また、附属図書館では池田家文庫等の貴重資料を所蔵しており、大学の教育研究に利用されるほか、資料の一部は岡山県と連携してデジタル化し、学校教育や生涯学習に提供するなど学内外で広く活用されている。

これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 附属図書館で所蔵する貴重な文化財である池田家文庫資料を岡山県や岡山市と連携してデジタル化し、学校教育や生涯教育に活用している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

毎年作成されている「学務（入学試験・教務・学生支援）に関する調査」報告書に、教務関係の総括データが取りまとめられており、学部・学科及び研究科・専攻ごとの詳細な入学・在籍・異動状況が網羅的に整理されるとともに、近年では外部試験の単位認定状況やインターンシップの参加状況等も含めた広範囲の教務情報が収集・蓄積されている。また、学部・大学院の学籍情報、成績関係等は学務システムにより一元的に蓄積されており、個々の学生の履修登録・単位修得状況等は、本人及び指導教員等も確認・追跡調査が可能となっている。また、学生による授業評価アンケートや卒業予定者に対するアンケート等のデータも学務部で集積されている。

一方、個々の学生の試験答案等の保管については、岡山大学法人文書管理規程に基づき、各教員の責任で保管・管理されている。JABEE（日本技術者教育認定機構）の認定を受けている一部の学科では、レポート・小テストを含め、答案類は原則として学科で管理されている。また、個々の教員が行う教育活動のデータについては、教員の個人評価システムに蓄積されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

当該大学の特色である「学生参画型教育改善」は、平成13年度に設置された学生・教員FD検討会（平成16年度に学生・教職員教育改善委員会に改称）を中核にし、学生と教職員の協働作業により恒常的に教育改善を進めるものである。具体的な実施例には、

- ・ 内容構想などにも踏み込んだ学生発案授業を後輩学生のために実現（平成19年度現在、4つの教養科目が開講されている。）している。
- ・ 学生の視点から授業評価アンケートの質問項目を見直している。
- ・ 学期の途中での「授業改善中間学生アンケート」を学生だけで実施・集計してその有効性を検討している。
- ・ 先輩学生の視点から新入生の戸惑いを減らす「履修相談会」を実現している。
- ・ 教養科目の抽選制度を学生からの提案で改善した。

などがあり、「履修相談会」は学生企画として誕生し、現在は大学の公式行事として位置付けられ、平成19年度は9割の新入生が参加するものに発展している。学生・教職員教育改善委員会には各学部等から正

式推薦された約30人の学生委員と約15人の教職員委員が参加しており、学内での位置付けも明確になっている。この取組は、平成17年度に「新機軸『学生参画』による教育改善システム」として特色GPに採択されている。

大学院学生に対しては、教育開発センター大学院・学部連携作業部会で学習環境や満足度に関してのアンケートを実施している。また、全学の教員研修としてスタートした桃太郎フォーラムにも近年は学生の参加・参画が目立っている。学生の意見を反映した教育の状況に関する自己点検と改善の方策は、教育開発センター年報に各部会の委員会報告としてまとめられている。

評価センターにおいても、中期計画の進捗状況を検証しており、平成18年12月には教育・学生担当理事が教育に関する中期計画促進策を取りまとめている。各部局の自己点検・評価書等は、評価センターにより集約され、ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

卒業予定者を対象にした教育方法・内容等に関するアンケートが平成16年度の試行に続いて、平成17年度から全学部で実施されている。また、各学部において、卒業生や関係企業・団体との連携を密にする動きも展開されており、卒業生を受け入れている企業を対象にしたアンケート調査も平成17年度から開始され、平成18年度は県外の企業にも対象を拡大して実施されている。さらに平成18年7月には、大学の各学部等にある同窓会の連合組織として岡山大学同窓会が設立され、卒業生との意見交換の促進を図っている。

卒業予定者アンケート及び企業を対象としたアンケートの結果、旧カリキュラムにおける外国語教育の評価が全学部で低く、「外国語によるコミュニケーション能力」、「英語による会話能力」が不足していると指摘されたことを受け、現カリキュラムでの改善のみでは不十分と判断し、外国語教育の根本的な転換に着手しており、平成19年度入学生からはTOEICスコアによる習熟度別クラス編成が展開されるとともに、卒業時における各学部の到達目標が設定されている。

そのほか、両アンケートの結果で「リーダーシップ」の不足が挙げられており、平成19年度から、スポーツ系サークル活動を教養教育科目（スポーツ実習科目）として単位認定する制度を導入している。この取組は平成17年度に現代GPに採択された「バリアフリーによる双方向スポーツ教育活動」の支援の下に実施されている。また、国語力の不足も指摘されており、平成16年度に特色GPに採択された「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成プログラム」においても「読む、書く、話す」ことの指導を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

授業評価アンケートに関しては、各教員がどう受け止め、どう対応しようとしているのかについて学部ごと及び教養教育科目の学科目部会ごとに組織的検証・対応が進められている。具体的には、平均評点が5点中3点未満の授業科目について、各学部の教務委員会あるいはFD委員会が担当教員に対して個別に

調査等を行い、改善に向けての注意を喚起しているほか、各教育組織全体としての分析・総括も行われ、全体のレベルアップも図られている。また、フィードバックを促進するために学生・教職員教育改善委員会により学期途中での授業改善中間アンケートも試行されている。さらに、授業評価アンケートとは別に、大学として開発した授業補助ツール「S-Tシャトルカード」(学生と教員が授業ごとにコメントのやりとりができるツール)を活用し受講生の個別具体的な改善提案をスピーディーに受け入れる方式をとっている教員も多い。

また、平成17年度に学生企画で行った教養教育主題科目の抽選制に関するアンケート結果を活用して、桃太郎フォーラムで学生・教職員と一緒に議論・検討し、平成18年春には早速ウェブサイトを通じて抽選登録ができるよう改善が行われている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

教員の個人評価が稼動しており、個々の教員は、担当する一つ一つの授業を振り返り、授業の目標と授業内容との対応や授業評価アンケート結果の自己点検・評価を行い、その内容を入力している。自己評価内容は、同僚や教育責任者により組織の責任で点検・評価されている。このプロセスは、それ自体が具体的な教育の質の向上を図るファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動となっている。また、一部の学部では、ピアレビュー(同僚評価)の導入に向けての試行が始まっており、全学的な動きになりつつある。さらに、理学部や工学部では教育貢献賞やベストティーチャー賞の創設等を通じて、個々の教員の主体的・継続的改善が促進されている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

FD活動に学生のニーズを反映させることを平成13年から行っている。学内の正式機関として、当初は学生・教員FD検討会として活動し、その後学生教職員・教育改善委員会に発展しており、シラバスや授業評価アンケートを学生とともに議論しながら改善すること、学生の発案を基に学生と一緒に新しい授業を立ち上げること等の実績を積み上げ、学生参画型の教育改善の有効性を学内に広めている。この取組は、平成17年度に「新機軸『学生参画』による教育改善システム」として、特色GPに採択されている。

一方、教職員のニーズは、桃太郎フォーラムの企画を教職員のWGで検討する際に、意見を出し合うことで反映されている。また、前年の参加者の自由記述アンケートなどが次回の企画や、分科会のテーマに反映されている。このような取組を受けて、教育開発センターFD委員会が中心となって開催している桃太郎フォーラムや新任・転入教員FD研修会等を通じてFD活動を推進している。また、教員の授業改善を支援するためのヒント集『ティーチングチップス』も提供している。さらに、文学部、薬学部、工学部等では先駆的にピア・レビューが実施されており、平成19年度からは他学部においても広がりつつある。

大学院については、平成18年9月の桃太郎フォーラムで、大学院授業の向上をテーマとして組織的研修を実施しており、平成19年度に、管理学則に大学院における組織的FD研修の実施が定められている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で

実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

授業評価アンケートは、各教員にフィードバックされるだけでなく、各学部・学科部会での教育責任者にはそれぞれの教育単位の科目群の中で評価結果の低い授業科目について原因究明と対処責任が課されており、教員の個人評価にリンクさせつつそれを徹底的に自己評価させる体制が作られている。また、教育開発センターのFD委員会で教員支援用に作成されている『ティーチングチップス』、学生・教職員教育改善委員会で学習者支援用に作成されている『ラーニングチップス』も教育の質の向上や授業改善に結び付いている。S-Tシャトルカードを活用して速やかな対応をとっている教員もいる。さらに、学生参画型教育改善の成果としての学生発案新授業の中にはFD自体を内容とする「大学授業改善論」もあり、一般学生への学習意欲の喚起や当該教員への直接交渉等はFDの新たな試みとなっている。

一方、文学部・教育学部・経済学部・薬学部・工学部・農学部では教務委員会とは別にFD関係の委員会が設置され、学部固有のFDに対応しているほか、そうした組織のないところでも、教務委員会の重要な任務としてFDを位置付け、学部全体としての教育の質の向上や授業改善が実践されている。例えば、医学部医学科で毎年開催されている教員ワークショップは優れた取組の一つである。

これらのことから、FD活動が教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育は教員だけで行われるものではなく、教育支援者や教育補助者の能力と関わり方は教育の質を大きく左右するという認識から教務系職員、技術職員を対象とするスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）活動が実施されているほか、教員研修としてスタートした桃太郎フォーラムでSD活動をテーマとし、職員から話題提供される等、教員と一体となった教育改善が行われている。また、教務系職員を全国規模の研修に参加させているほか、農学部、工学部等では独自の技術系職員の研修会・講習会等も毎年開催している。

一方、教育補助者としてのTAは、指導教員が事前指導等を適宜行うことにより資質の向上が図られている。工学部では、TAの有効活用を図るためTA活用のガイドラインが定められている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組がなされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省特色GPにおいて、平成17年度に「新機軸『学生参画』による教育改善システム」が採択され、「学生参画型教育改善」を実施している。

【更なる向上が期待される点】

- 優れた取組を実施しているFD活動の更なる充実を期待する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 114,882,135 千円、流動資産 14,003,174 千円であり、合計 128,885,310 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 37,142,805 千円、流動負債 13,178,599 千円であり、合計 50,321,405 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 26,311,298 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。

平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、経営協議会及び役員会の議を経て、学長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。

また、年度計画、予算編成の基本方針、収入・支出予算は、いずれも教育研究評議会での報告を通じて学部長、研究科長へ周知し、各部局の教授会等で報告されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用51,656,911千円、経常収益52,689,441千円であり、経常利益1,032,530千円、当期総利益が1,122,028千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が予算配分方針を決定している。

また、学内の競争的環境を創出することにより教育及び研究の活性化を図るため、学長裁量経費や特別配分経費による学内COEなどの競争的資金制度を設けるなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ法人監査室を設け、内部監査規程等に基づき、法人監査室職員が監査を実施し、法人監査室長が内部監査報告書を学長に提出している。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

役員会、経営協議会及び教育研究評議会が管理運営のための組織として設置されており、役員会、教育研究評議会は毎月 1 回、経営協議会は毎年 5 回程度開催されている。学長のリーダーシップの下、7 人の理事が担当の業務をそれぞれ統括する体制が整えられており、事務組織には、5 人の常勤理事の下に業務を遂行する 7 部が置かれ、それぞれ必要な職員が配置されている。平成 19 年度には、業務の企画・評価・改善を学長直轄で担当する事務組織として学長室が設置されている。なお、監査業務は、独立組織である法人監査室が担っている。

各学部等には学部長室等が設置され、副学部長、事務長等により当該学部等の管理運営に当たっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

- 11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

意思決定を行うための組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長室会議が設置されている。さらに、学長、役員会を中心とした審議原案作成・意思決定システムにより意思決定が行われている。学長、理事、常勤監事で組織する役員政策懇談会が毎週 1 回開催され、理事及び部局等からの提案について企画立案方針等の検討が行われている。また、部局連絡会が設置され、学長、役員会と学部等の間での緊密な連絡調整を行うとともに意見交換の場とし、トップダウンとボトムアップの調和が図られている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

- 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズに関しては、学生・教職員教育改善委員会で把握され、学生と教職員が一体となって改善や新規取組の提案が行われている。また、全部局に設置されている意見箱からも要望等が把握されている。

教員、事務職員については、それぞれの所属する組織からの提案システムが構築されている。理事が各部局を訪問し、将来構想など自由な意見交換を行う取組も行われている。

学外関係者からのニーズについては、経営協議会等の場で学外委員から様々な提言を受け、役員会等で大学の方針等が策定されている。そのほかにも、県内の高等学校長との懇談会を実施して要望等を聴取し、管理運営の参考としている。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

業務の適正かつ効率的な運営の確保及び会計経理の適正を期することを目的として監事（常勤監事1人、非常勤監事1人）が置かれ、監事監査が実施されている。また、監事のほかに法人監査室が設けられており、業務監査を担っている。監事が行う監事監査と法人監査室が行う業務監査は重複する監査内容も多いため、協力、連携して監査が行われている。監査では、重点的に監査するテーマが毎年設定され、監査計画を作成した上で協同監査として実施されている。結果は監査報告書としてまとめられている。また、監事は、管理運営に係る重要な会議に出席し、状況を確認するほか、必要に応じて意見を述べている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

当該大学が企画・実施する職員研修として、役員や経営協議会委員による講演を通じて意識改革を行うスキルアップセミナー、民間派遣研修、中堅職員のためのマネジメント力養成コース、英会話研修、コミュニケーションカスキルアップ講習会等が行われている。

また、国立大学協会が毎年実施している大学マネジメントセミナーや、部・課長研修に参加し、資質の向上に努めている。文部科学省が主催する国立学校等幹部職員研修や、人事院中国事務局が実施する中国地区課長・課長補佐研修にも参加している。平成18年度には、日頃学生指導や学生対応に関わっている教職員を対象に、学生の成長発達支援の一助を担うヒントをつかむための体験型研修「学生対応研修会」が日本学生支援機構との共催により実施されている。

さらに、事務機能等の見直しを目的に、若手事務職員を中心としたプロジェクト・チームを発足させており、プロジェクトからの提案に基づき、学長は、「事務職員のミッション（使命）」を決定し、教職員に周知している。

そのほか、大学経営の手法や大学事務職員の役割、大学を取り巻く諸課題への対応、学生募集、学生支援、広報等についての知識を修得させ、これからの大学経営の中核となる幹部職員の育成を目指し、職員の資質、能力の向上を図ることを目的として、私立大学へ事務職員を研修生として1年間派遣している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理学則に管理運営に関する基本方針が定められ、各種の管理運営に関する会議の方針、それに関わる事務組織等が規定されており、これに基づき学内規程等が整備されている。役員会、経営協議会及び教育

研究評議会の規則も整備されており、運営方針、検討事項及び構成員等が明確になっている。また、学内の管理体制としての部局連絡会規則、教授会規則が整備されている。さらに、学長選考会議規則により、学長選考の方針や適任者選考について明確に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

ウェブサイトには法人情報の公開ページを設けており、「業務に関する情報」として中期目標、中期計画、年度計画、業務実績報告等が、「財務に関する情報」として財務諸表、決算報告書等が、「評価及び監査に関する情報」として監査報告書等が公開され、学内及び学外関係者が自由に閲覧できる環境が整備されている。

管理運営の基本的な組織である役員会、経営協議会及び教育研究評議会については、毎回議事要旨が作成されており、資料・データとともに保管されている。これらは、教職員限定のウェブサイトに掲載され教職員全員が閲覧可能となっている。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

自己評価の企画・立案及び実施に関する総合的な任務は学長が担っており、その直轄機関として、評価センターが設置され、センター長には専任の教授が配置されている。当該センターでは、評価に必要な資料・データの収集・保管・分析、自己評価の実施、第三者評価への対応、改善策の検討など評価全般に関する業務が行われている。評価センターには運営委員会が置かれ、その下に、目的別の評価プロジェクトチームが設置されており、自己評価が行われ、大学機関別認証評価における自己評価書、業務の実績に関する評価報告書、中期目標の達成状況報告書等が作成されている。

同センターは評価結果を分析し、その結果に基づき、大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に認識するなど、十分に機能を発揮している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が適切に行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

全学、各部局の自己点検・評価書等は、刊行物として関係大学、学内等に配布されている。また、全学、各部局の自己点検・評価書等はウェブサイトの評価センターのページに掲載され、社会に公表されている。

さらに、当該大学が独自に実施している「教員の個人評価」の結果についても、全学の集計結果一覧としてまとめられ、ウェブサイトで公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

自己評価の結果については、第三者評価を受けることを原則としており、学長及び部局の長は、自己評価の結果及び第三者評価の結果により、改善が必要と認められるものについては、その改善に努めることが自己評価規則に規定されている。これまでに全学での「学生支援」に関する外部評価（平成14年度）、大学評価・学位授与機構による全学テーマ別評価及び分野別教育・研究評価（平成12～14年度）等を受けている。また、国立大学法人評価委員会に、毎年「業務に関する実績報告書」を提出し、評価を受けている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

自己点検・評価、第三者評価、業務の実績に関する評価（年度評価）等の結果は、学長及び担当理事にフィードバックされ、評価の内容に応じて、関係する組織で結果の検証、改善策の検討が行われている。検討結果を基に役員会、経営協議会、教育研究評議会等で審議され、改善が必要なものについては年度計画へ反映し実行するなどの取組が行われている。平成18年度には、中期計画の実施状況を確認するため中間検証が行われ、結果を基に進捗状況の芳しくない中期計画について実施すべき取組を示した中期計画促進策が作成されている。この促進策は、平成19年度以降の年度計画へ反映され、中期計画の達成に向けた取組の改善に役立てられている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 私立大学へ事務職員を研修生として長期間派遣している。
- 学長の直轄機関である評価センターで評価結果を分析し、その結果に基づき、大学として更なる改善に向けて必要な事項を的確に認識している。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）大学名 岡山大学

（２）所在地 岡山県岡山市

（３）学部等の構成

学部：文学部，教育学部，法学部，経済学部，理学部，医学部，歯学部，薬学部，工学部，環境理工学部，農学部

研究科：《修士》教育学研究科，医歯薬学総合研究科，《博士前期・後期》社会文化科学研究科，自然科学研究科，保健学研究科，環境学研究科，医歯薬学総合研究科，《博士》医歯薬学総合研究科，《専門職》法務研究科

専攻科：特別支援教育特別専攻科

別科：養護教諭特別別科

附置研究所：資源生物科学研究所

全国共同利用施設：地球物質科学研究センター

（４）学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数：学部 10,749人，大学院 3,430人

専攻科 16人，別科 38人

専任教員数：1,305人

助手数：14人

2 特徴

（１）歴史的背景と沿革

本学は，昭和24年5月に官立旧制岡山医科大学，官立旧制第六高等学校，岡山師範学校，岡山農業専門学校等を母体として，5学部を擁する新制の総合大学として設立した。発足当時の教育，法文，理，医，農学部に加えて，同35年には工学部の新設，同51年には医学部からの薬学部の分離，同54年歯学部設置，同55年には法文学部から文，法，経済学部への分離改組，平成6年には環境理工学部の設置を経て，現在11学部を擁する総合大学として発展を遂げている。この間昭和39年に教養部を設置し平成6年に廃止した。大学院は昭和30年の医学研究科（博士課程）の設置にはじまり，平成16年の法務研究科の設置，同17年の環境学研究科及び保健学研究科設置と医歯薬学総合研究科への再編と自然科学研究科改組，同18年の社会文化科学研究科への改組により現在の7研究科に至っている。

（２）特記すべき教育の現況

本学は11学部7研究科を擁する我が国有数の総合大学である。緑あふれる広々とした津島キャンパスには，9学部と5研究科と大学本部がある。鹿田キャンパスに

は，附属病院と医療系2学部と2研究科がある。

学士課程の教育では，学生の主体性重視の教育を，対話と信頼と厳正な評価を通じて推進し，豊かな教養と深い専門的学識を養い，総合的・的確な判断力と課題探究能力の涵養を目指している。これらの取組は，特色ある大学教育支援プログラム2件，現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択2件他に結実している。

大学院は，社会文化科学，自然科学，環境学，生命（医歯薬）科学というテーマごとに，複数学部にまたがり専門分野が関連する教員がグループ化して教育研究を行う学際的な総合大学院制を基に構成しており，21世紀COEプログラム2件，科学技術振興調整費1件，「魅力ある大学院教育」イニシアティブ2件他の採択に結実している。

（３）理念と改革の方向性

本学は，平成12年に「21世紀の岡山大学構想」を制定し，その総合的学術目標として「自然と人間の共生」を掲げ，人類社会への貢献の基本的指針としてきた。同16年の国立大学法人化に際し，これをより高度総合化し「**人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築**」に発展させ，現在に至っている。

本学は，課題探究能力の育成やファカルティ・ディベロップメント（FD）の推進による学部教育の再構築と，大学院に重点を置く大学への移行の実現を通じて，国際標準の教育システムの構築を目指している。平成15年には教育開発センターを設置し，教養教育から大学院教育に至る教育の企画立案とFDを強力に推進している。さらに法人化に伴い，教育・学生担当理事が統括する教育・学生支援機構の下に，前出の教育開発センター，アドミッションセンター，外国語教育センター，学生支援センター等を有機的に組織し，入試，学士教育，大学院教育，学生支援を包括する体制を整えている。

教育に関する今期中期目標では，主体的に知の創成に参画し得る能力を涵養するとともに，豊かな人間性の醸成を支援し，国内外の幅広い分野において中核的に活躍しうる高い総合的能力と人格を備えた人材を育成することを目指している。

以上のように，本学は，大学院に重点を置く，我が国有数の総合大学として，「知の府」が果たすべき，人類社会の発展の基礎となる「**高度な知の創成と的確な知の継承**」という理念を掲げ，個性輝く魅力ある大学として発展していくよう努力している。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

本学管理学則には、**大学の目的**を次のように定めている。第 10 条「本学は、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究して、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、日本国家及び社会の有為な形成者を育成するとともに、学術の深奥を究めて、世界文化の進展に寄与することを目的とする。」

また、**大学院の目的**を次のように定めている。第 53 条「本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。」

これらを踏まえて、本学の理念、目的、目標は以下のとおりである。（原文は敬体であるが、ここでは常体にて記載する。）

本学の理念 “高度な知の創成と的確な知の継承”

人類社会を安定的、持続的に進展させるためには、常に新たな知識基盤を構築していかなければならない。本学は、公的な知の府として、高度な知の創成（研究）と的確な知の継承（教育と社会還元）を通じて人類社会の発展に貢献する。

本学の目的 “人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築”

本学は、「自然と人間の共生」に関わる、環境、エネルギー、食糧、経済、保健、安全、教育等々の困難な諸課題に対し、既存の知的体系を発展させた新たな発想の展開により問題解決に当たるといふ、人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築を大学の目的とする。

このため、我が国有数の総合大学の特色を活かし、既存の学問領域を融合した総合大学院制を基盤にして、高度な研究とその研究成果に基づく充実した教育を実施する。

本学の目標

(1) 研究の基本的目標

本学におけるあらゆる活動の源泉は、先進的かつ高度な研究の推進にある。

常に世界最高水準の研究成果を生み出すことをその主題とし、国際的に上位の研究機関となるよう指向する。

(2) 教育の基本的目標

本学は、大学が要請される最重要な使命である教育活動を充実させる。

これまでの高度な研究活動の成果を基礎として、学生が主体的に“知の創成”に参画し得る能力を涵養するとともに、学生同士や教職員との密接な対話や議論を通じて、個々人が豊かな人間性を醸成できるように支援し、国内外の幅広い分野において中核的に活躍し得る高い総合的能力と人格を備えた人材の育成を目的とした教育を行う。

- 教育理念
- ・ 自然と人間の共生を希求する。
 - ・ 多様な文化・価値観を尊重する。
 - ・ 地域と世界の発展に寄与する。

- 教育目標
- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 探求・創造する知性の育成 | －自ら問いかけ学ぶ教育－ |
| ・ 豊かな教養と高度専門性の追求 | －知の体系に根ざし専門を伸ばす教育－ |
| ・ 異文化理解に基づいた国際性の獲得 | －様々な文化・民族に親和する教育－ |
| ・ 社会的責任を担いうる個の確立 | －自己と他者を認め合う教育－ |

(3) 社会貢献の基本的目標

社会が抱える課題を解決するため、総合大学の利を生かし、大学の知や技術の成果を社会に還元すると同時に、積極的に社会との双方向的な連携を目指す。

(4) 経営の基本的目標

研究、教育の目標を効果的に達成するため、大学に賦存する人材、財政、施設設備などの資源をトップマ

ネジメントにより戦略的に利活用する。

(5) 自己点検評価の基本的目標

公的機関として社会への説明責任を果たすため、研究、教育、社会貢献、管理運営のすべての分野において不断の自己点検評価を実施し公表するとともに、その結果を的確に大学改革に反映する。

【各学部の目的】（各学部規程の冒頭部分：第2条）

文学部：人文科学諸領域の文化を総合し、新たな価値を創造するため、専門の学術を教育研究し、知的、感性的能力を涵養して社会的要請に応ずる人材を育成し、世界文化の進展に寄与する。

教育学部：管理学則に示す大学の目的を達成するとともに、教育の理論及び実際を教授研究し、学校教育の分野等で活躍する有為な人材を養成する。

法学部：管理学則第10条の規定に基づき、法学を教授研究する。

経済学部：経済学及び経営・会計学に関する専門の学術を教授研究し、社会的要請に応えうる人材を育成する。

理学部：自然科学の基礎を教授研究し、創造的、思考的及び分析的能力を備えた有為な人材を育成する。

医学部：医の倫理に徹し、科学的思考法と高度の医学的知識を体得し、社会的信頼を得るに足る臨床医及び医学研究者を養成すること並びに高い臨床能力を持つ医療技術者及び医療技術科学の研究者を養成し、もって人類の健康と福祉に貢献する。

歯学部：広く知識を授け、深く歯学の学識・技能の教授、研究を行い、高い人格を備えた应用能力豊かな有為な人材の育成を図り、もって人類の福祉及び世界文化の進展に寄与する。

薬学部：薬学に関する基礎及び応用の科学並びに技術を修得させ、薬学に関連する社会的使命を正しく遂行し得る人材を養成するとともに、薬学に関し深く研究を遂行し、社会の発展に寄与する。

工学部：広く工学に関する知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的、創造的及び応用的能力を有する人材を育成する。

環境理工学部：広く環境理工学に関する知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的、創造的及び応用的能力を有する人材を育成する。

農学部：農学の分野において、総合的な教育研究を行い、多様化する社会の要請に応えるとともに、幅広い基礎学力と応用展開能力を備えた人材を養成する。

【各研究科の目的】（各研究科規程の冒頭部分：第2条）

教育学研究科：教育の理論及び応用を教授研究し、教育に関する高度の専門性を有する人材を養成する。

社会文化科学研究科：人文・社会科学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、学術研究の推進と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成する。

自然科学研究科：自然科学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、科学・技術の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成する。

保健学研究科：学術の理論及び応用を深く教授研究し、保健学諸領域の発展に寄与するとともに、社会的要請に応ずる人材を育成する。

環境学研究科：環境学の分野において、総合的、学際的な研究・教育を行い、科学・技術の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた人材を養成する。

医歯薬学総合研究科：修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養う。博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資する。

法務研究科：地域に奉仕し、地域に根ざした、人権感覚豊かな法曹の育成を目的とする。

【附置研究所・全国共同利用施設の目的】

資源生物科学研究所：研究所は、資源生物に関する学理及びその応用の研究を目的とする。

地球物質科学研究センター：センターは、地球の起源、進化及びダイナミックスに関する研究を行い、かつ、全国の大学その他の研究機関の研究者と共同研究を行うとともに、共同利用に資することを目的とする。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学では、管理学則に、学校教育法（第 52 条と第 65 条）の趣旨を反映させた大学・大学院の目的を掲げている。より具体的な理念・目的として「高度な知の創成と的確な知の継承」と「人類社会の持続的進化のための新たなパラダイム構築」を定めて、ウェブサイトにも掲載している。さらに中期目標では、教養教育、学部専門教育、大学院教育の段階ごとに、教育の成果に関する目標を定めている。各学部・研究科の目標は、大学全体の目的を踏まえて定めている。これらの理念・目的等は、ウェブサイトのほか、学生便覧等に掲載・配布することによって、本学の構成員に周知している。また、これらは、社会に対してもウェブサイトや大学案内等の冊子によって広く公表しているほか、高校生、受験生等に対しては、アドミッションセンターが中心となり、直接情報提供する機会を多数設けている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

学士課程は、人文・社会科学系、自然科学・環境学系、生命科学系の広範な教育研究領域を網羅する 11 学部（計 25 学科、2 課程）を設置することによって、社会からの多様なニーズにこたえる教育研究を実践している。また、教育開発センター及び外国語教育センターを中核に、全学で教養教育を行う体制を整えている。特別支援教育特別専攻科及び養護教諭特別別科においても、教育学領域の人材育成の地域のニーズを反映し、それぞれの目的を全うしている。

大学院課程は、7 つの研究科を設置している。本学では、総合大学院制を採用しており、関連する学部の連合・融合・連携を推進し、従来ともすれば陥りがちであった専門分野の過度の細分化や総合的視野の欠如という弊害からの脱却を実現している。

本学が設置するセンターは、主に教育・学生支援に関わるもの、主に研究に関わるもの、主に管理運営に関わるものに大別される。各センターの目的は異なるものの、学部・研究科が個別には対応できない全学的諸問題を学部・研究科との連携を保ちつつ取り扱うという共通の役割を果たしている。

本学では、教育研究評議会が教育方針の舵取り役を担っており、各学部・研究科の教育活動に関わる重要案件については、教授会等における十分な審議を通じて円滑に教育活動を行っている。教務委員会等は、各部局内における教育課程や教育方法の検討のみならず、教育開発センター運営委員会等の全学委員会へ委員長が出席することで、教養教育と専門教育との連携や、FD 活動など、全学的見地に立った活動を行っている。このように、教育研究評議会、教授会、教育開発センター運営委員会、教務委員会等が教育に関する事項を審議する場として適切に活動している。

基準 3 教員及び教育支援者

本学は、教員配置の基本方針を中期目標で「望ましい教育環境を速やかに実現し、教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、合理的かつ柔軟な教育実施体制を構築する」と定め、この方針に従い教員を配置している。学校教育法等の改正に対応するため、部局ごとに教員審査基準を設定し個別審査を行い、平成 19 年 4 月に新設置基準下での配置に移行した。

教員の採用と昇任の審査は、「教員の選考基準に関する規則」で選考基準を明確かつ適切に定め、各部局では選考内規等を定め、これらの規則に従って選考を行っている。これらの取り決めにより、教員の教育内容と研究内容の一致を図り、本学の意図する教育・研究を強力に推進する教員を配置する体制を築いている。

採用に当たっては、教員組織の年齢構成も考慮しており、特定の年代に偏ることなくバランス良い配置となっている。募集は原則公募で行い、平成 12 年度からは任期制を採り入れたり、サバティカル制度を導入する部

局もあり、教員組織の活性化に配慮している。また、教育課程の展開に必要な事務職員、技術職員等の教育支援者を適切に配置し、TAの活用を図っている。

本学では、教員の教育活動評価は、全国の国立大学に先駆けて「教員の個人評価」の一領域として実施しており、教育活動の自己点検の促進と大学としての教育、研究等の改善と向上に努めている。また、学生による授業評価アンケートは全学部と大学院の一部で実施され、結果は教育改善に適切にフィードバックされている。

基準4 学生の受入

各学部・研究科は、それぞれの学問を基盤にした特徴的な知識体系に基づいて、「求める学生」（アドミッション・ポリシー）を明確にして公表し、周知している。

学士課程の入学選抜は、アドミッションセンターが一元管理する体制を採っている。アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入には、受験生の能力・適性等の多面的な判定が必要であるという視点に立ち、筆記試験以外の面接・小論文を含む選抜方法の多様化、複数受験の機会にも配慮して、公正かつ適切な受入方法を採用している。特に、AO入試では、自己推薦書を取り入れ受験生の資質や適性を総合的に判断している。また、新しい教育課程として、個人の目的・目標に応じて学部・学科横断型の科目履修を特徴とする「マッチングプログラムコース」を設け、大学教員の講義を受講して作成するレポート、グループ討論等を課した入試を行っている。

大学院課程の入学選抜においても各研究科で定める入学選抜試験実施要項に従って公正に実施している。また、大学として多様な学生を受け入れる努力をしており、多数の留学生、社会人及び編入学生が入学している。さらに、入学定員に対する実入学人数は適切なものとなっており、各学部及び研究科の特徴的な教育方針に沿って十分整備された教育体制の下で学生は教育を受けている。また、アドミッションセンター及び各学部では、学生の入試成績と入学後の学業成績との追跡調査等を行い、これを基に入学選抜の改善を継続している。

基準5 教育内容及び方法

＜学士課程＞

本学は Semester 制を採用し、4年（8 Semester）ないし6年（12 Semester）にわたる一貫教育を行っている。医学部、歯学部等では、専門職業人養成に求められる授業科目を適切に配置し、工学部、環境理工学部等では体系的な技術教育課程を整えるなど、学部の目的に応じて体系的な教育課程を編成している。教養教育では、4つの主題に分類した科目群を開講するなど教育の体系に配慮している。

各学部では、ガイダンス科目に始まり、当該分野の基礎となる授業科目から、その分野での専門家として社会で活躍するために必要な授業科目まで、体系的に授業科目を展開している。工学部の「日本語力の徹底訓練による発想型技術者育成」の取組は、特色GPに採択されている。また各学部とも、当該専門分野の新知見を講義に反映させ、最新の研究活動の成果を演習、実習等に取り入れている。

本学のマッチングプログラムコース、副専攻コースは、学部横断的要素を取り入れた新しい教育課程である。また地域の他大学との単位互換制度を軸とした大学コンソーシアム岡山の結成、授業科目としてのインターシップ制度など、多様なニーズに対応した教育課程を編成している。法学部と経済学部の夜間主コースでは、昼間コースの講義履修、長期履修制度、放送大学との単位互換制度を実施している。

授業は、演習、実習、実験がバランスよく取り入れられ、少人数授業、対話・討論型授業が定着し、情報機器の活用、フィールド型授業等が進んでいる。シラバスは、作成上の留意事項に沿って全学部で整備し、ウェブサイト上にシラバスを、一括リンクし学内外から閲覧できるよう整備している。より利用しやすいシラバスになるように、学生・教職員教育改善委員会の活動を通じて、学生がシラバスの改善に主体的に関わっている。

単位の上制限を導入し、自主学習の時間を確保させる試み等を多くの学部で実施している。附属図書館、情報処理実習室等の時間外の利用、各学部が捻出した自主学習のためのスペースの活用が行われている。「基礎英語」の開講や、学部・学科単位での補講の実施により、基礎学力不足の学生に配慮している。

全学部であらかじめ成績評価基準を制定し学生に周知し、成績評価、単位認定、卒業認定を適切に実施している。各学部とも、答案の開示や返却、問題の模範解答例の公開を実施するほか、成績評価基準の中で、学生からの質問や疑問への対応を定めている。

<大学院課程>

本学研究科の多くは、学部の垣根を取り払った総合大学院であり、学問領域の連合・融合・連携を図るとともに、学士課程の教育との整合性にも配慮して、教育課程を編成している。21世紀COEプログラム「固体地球科学の国際研究拠点形成」及び「循環型社会への戦略的廃棄物マネジメント」、科学技術振興調整費「ナノバイオ標的医療の融合的創出拠点の形成」など学内外の大型プロジェクトの研究活動の成果は授業の内容にも反映させている。各研究科とも授業科目と並行して学位論文等の研究指導を実施しており、単位の実質化を保証する質の高い討論が行われている。教育学研究科の夜間大学院、社会文化科学研究科、保健学研究科等の昼夜開講での授業では、社会人学生など在籍する学生に配慮した時間割を設定している。

本学研究科では、演習や特別研究を採り入れ、効果的なプレゼンテーション能力の啓発、少人数授業、対話・討論型授業の導入など、適切な学習指導法の工夫を行っている。環境学研究科の実施する『『いのち』をまもる環境学教育』では、海外フィールドワークの機会を設け、国連機関など国際的に活躍できる環境の専門家の育成を目指している。自然科学研究科の実施する「先端基礎科学開拓研究者育成プログラム」では、基礎科学の体系的な教育、放射光施設などの近隣最先端研究施設との教育連携を通じて、開かれた組織的院生指導を重視している。これらの教育プログラムは魅力ある大学院教育イニシアティブに採用されている。長年の懸案であった大学院のシラバスの充実が、平成18年度までに達成され、ウェブサイトで学内外に公開されている。

学生は、入学当初から各研究室に配属されて、学位論文に係る指導を受けるが、平成19年度からは、研究指導計画書を導入するなど、研究指導の一層の充実を図っている。複数指導教員による研究指導が多くの研究科で実施されている。さらに、学長のリーダーシップで、全学大学院教育改革推進委員会を設置し、各種コースワーク設定など大学院教育の改善が急速に進んでいる。

成績評価、単位認定、修了認定は、あらかじめ周知した基準に従って、適切に実施している。学位論文の審査は、学位規則に則り実施し、学位論文審査要旨は図書館ウェブサイトの学術成果リポジトリで公表している。

<専門職大学院課程>

法務研究科では、新司法試験合格後法曹となるべき人材を輩出する目的に照らして、3年標準型あるいは法学既習者に対する2年短縮型の教育課程を体系的に編成している。開講授業科目は4つの科目群に分類し、年次配当とともに提示している。研究者教員及び実務家教員の授業はともに、法務に関して基礎となる研究や実務の成果を反映したものとなっている。また、単位の上制限を実施している。

法曹として活躍するために必要な能力を「教育目的」、これを獲得するためのロードマップを「教育方針」として明示している。さらに必修科目では授業展開を明示し、選択科目では、医療福祉に関する法、ビジネス法など専門的法分野に合わせた履修モデルを提示している。このうち「医療・福祉に特化した地域連携型法曹教育」は、平成16年度に法科大学院専門職大学院形成支援プログラムに採択されている。基幹科目と演習科目では少人数クラス編成の双方向・多方向授業を実施し、模擬法廷や法律事務所を学内に設置している。またウェブ版シラバスが、学内外からアクセスして活用されている。

成績評価、単位認定、修了認定は、あらかじめ学生便覧等で周知した基準に従って、客観的かつ厳正に実施している。さらに成績評価に対する異議申立て制度を設けている。

基準 6 教育の成果

教育の成果としての学力、資質・能力や人材像等についての方針は、ウェブサイトや概要で明示している。学部学生に対して定期的に実施する各種アンケートを通じて、入学から卒業まで、各授業科目と各教育課程における教育の達成状況を、大学として検証・評価する体制を整備している。大学院課程についても、大学としての取組を開始している。また、卒業生の就職先企業・団体等に対するアンケートによる検証体制も整備している。

本学では、成績評価、進級判定、卒業判定を厳格に実施していることを併せ考えると、標準修業年限以内で卒業する学生の割合、早期卒業生数、学部の卒業率、大学院の修了率等が概ね良好な値を示していること、各学部の進級判定・卒業判定資料、学位論文の水準等から、学士課程、大学院課程とも、学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると言える。

学士教育においては、授業評価アンケートが定着し、教育の成果の指標として確立している。教養教育科目、専門教育科目とも、安定して良好な評点を示している。卒業予定者に対して実施するアンケートでも全体的には教育の達成度の自己評価は概ね良好であった。大学院教育においても、学生からの意見聴取の仕組みを急速に整備し、大学院アンケートの結果、教育の成果と満足度の設問に約4割の学生が満足と回答している。

進路状況としては、教育学部の教員就職状況等は概ね良好であり、医歯薬・保健学系の各学部では、各種国家試験の合格率は概ね良好である。理工系を中心に学部卒業生の1/3が大学院博士前期課程に進学した後就職するが、その就職先は、首都圏、関西の大企業が多くを占めており、定量的な面から見ても成果が上がっている。

教育の成果や効果について就職先等の関係者から意見聴取する取組は、大学としては始まったばかりであるが、平成17年度に実施したアンケートの結果では、概ね教育の成果や効果を評価する回答が多く寄せられている。また、幾つかの学部では、以前から独自に組織的に意見聴取の場を設けて教育の成果を確認している。

基準 7 学生支援等

学生の入学時には、学部ごとに作成する学生便覧等に基づいてオリエンテーションを実施し、授業の履修方法を説明している。説明担当教員に対しては教育開発センターが事前に研修会を開催しており、全学的な体制で実施している。専攻・ゼミ選択時においても適切なガイダンスを実施している。学生からの相談に対しては、指導教員やアカデミックアドバイザーが対応するほか、全学的な組織として学生相談室を整備し、学習相談や生活相談、各種ハラスメントの相談など、学習・生活全般にわたる相談に適切に対応している。学生相談室や各種アンケート調査、意見箱から把握した学生支援に関する諸課題については、学生支援センターを中心に検討・対応を行っている。進路相談・就職相談等に関しては、各学部での対応に加えて、学生支援センターキャリア支援室では、年間を通じて就職セミナー及びガイダンスを実施している。

留学生に対する支援として、国際センター留学生部門が日本語能力の修得等を支援している。オフィスアワーを設け、学生による留学生支援ボランティアも組織されているほか、チューターが学習や生活に関する支援を行っている。障害のある学生に対しては、ノートテイクを養成するなど、入学者ごとに随時支援する取組と同時に、「障害学生シンポジウム」の開催により必要性や方法を周知する取組を実施している。施設のバリアフリー化も進めており、生活支援も適切に行っている。また、社会人学生に対しても、昼夜開講制度や長期履修制度を取り入れるなど配慮しており、特別の支援が必要と考えられる者へ適切な支援を行っている。

附属図書館及び情報実習室では夜間休日開放の拡大を図り、各学部では工夫して自主学習スペースの整備を進めている。学生の課外活動への支援としては、サークル幹部に対する研修会や、学長表彰等を通じて活性化を支援している。平成18年度には、現代GPに採択された「バリアフリーによる双方向スポーツ教育活動」の実施組織として、スポーツ教育センターを設置するなど、自主学習の支援や学生の活動に対する支援を適切に

行っている。

学生への経済面での支援としては、日本学生支援機構奨学金及び従来からの経済支援型の授業料免除制度に加え、成績優秀学生に対する授業料免除制度を独自に導入するなど適切に支援を行っている。

基準 8 施設・設備

本学は、緑あふれる広々としたキャンパスの中、講義室・研究室等のほか、情報実習室やマルチメディア語学自習室といった教育研究に必要な施設、学生・教職員のための福利厚生施設等も整備しており、学生が教育の目的を達成するための環境を整えている。これら施設・設備の質の向上、有効利用の促進を図るために既存施設の使用状況の実態調査や施設パトロールを実施しており、問題点が指摘されたものについては、各部局及び施設企画部が迅速かつ適切に改修、整備を行っている。

学内ネットワーク環境は、ギガビットイーサネットからなるキャンパス情報ネットワークを整備し、学術情報ネットワーク S I N E T にも加入している。総合情報基盤センター及び各学部には情報実習室を設置し、授業で活用するとともに、授業時間以外においても学生が自主学習等に利用できる体制となっている。附属図書館本館 1 階に設置しているパソコンは 22 時まで利用可能となっており、夜間利用を求める学生の要望にもこたえている。メンテナンスやセキュリティも適切に施し、文書作成関連のソフトウェアは常に最新版で利用できる環境としており、学生が快適に利用できるように整備している。また、学生は学内ネットワーク上で学務システムを利用できるようになっており、授業の履修登録や就職に関する情報収集等に活用している。

学生が利用する施設・設備の利用方法については、「キャンパスブック（学生生活ガイド）」に掲載し、入学の際に配布するほか、各施設でも利用に関する説明を冊子や掲示により行っている。

附属図書館には、約 2,058 千冊の図書、42,022 種の雑誌、3,776 点の視聴覚資料を系統的に整備している。冊子体の資料のほかに電子ジャーナルや二次情報データベースの整備による学術情報の電子化を進めており、現在では無償のものを含めて、8,786 タイトルの電子ジャーナルと、19 種類のデータベースを利用できるようになっている。附属図書館は、教員、学生のほか、一般市民にも開放しており、これらの資料は教育研究や生涯学習等にも広く活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の質の向上及び改善を組織として適切に積み重ねていくために、本学が特に力を入れているのは、学生参画型教育改善と教育面重視の個人評価システムである。

学生参画型教育改善は、学生のニーズを的確・迅速に反映するという点で、他大学にはみられない特長的なものである。この取組は、「新基軸『学生参画』による教育改善システム」として特色 G P にも採択されている。授業評価アンケートの質問項目や実施方法を学生と教職員の協働作業によって検討したり、学生の発案を受けて新しい授業科目が開講されていることはその典型的な例である。学生の要望をただ聞き入れるというのではなく、議論や検討を通じて学生に大学での学習意義を再確認させ、自らを自然に「主体的な学びの集団」へ成長・深化させることによって、また、教員・職員と一体化した不断の改善を進めることによって、教育の質そのものを高めていくことにつながっている。さらに、教員研修が学生の参画によって活性化され、事務職員にも刺激を与えて構成員各層による大学教育に関する熱のこもった議論の場に転化しつつあるが、こうした学生・教員・職員が一体となった F D の推進は教育の質の向上や授業の改善に向けた実効性のある組織的な取組と言える。

教員の個人評価は、個々の教員が組織としての教育を意識しながら、それぞれの授業を具体的に改善するという点において本格的なものとしては、やはり他大学に例を見ない特長的なものである。つまり、個々の教員が担当する一つ一つの授業について振り返り、授業の目標と授業内容との対応や授業評価結果の自己点検・評

価を念入りに行って、その自己評価内容を同僚や教育責任者が組織の責任で点検・評価していくというそのプロセスは、それ自体が具体的な授業改善に直結し、大学全体の教育の質の向上に向けた不断の努力が積み重ねられている。

これらに加え、授業評価アンケートの利活用はもちろんのこと、他大学での成果を参考に、ティーチングチップスの導入、討議型の全学教員研修「桃太郎フォーラム」の開催、新任・転任教員FD研修会、組織的授業公開、教育ワークショップなど様々な取組を、ある場合には全学的に、あるいはある場合には学部・研究科が良い意味の競い合いの中で活発に行っており、大学としてFDを積極的に展開していると総括できる。

基準 10 財務

本学の土地・建物等は、国立大学法人化の際に承継財産として国から譲り受けている。施設や設備には老朽化したものも少なくないが、施設・設備の整備を計画的に行っており、教育研究活動に必要な資産を有している。

教育研究活動を安定して遂行していくためには、経常的収入が継続的に確保されていることも重要である。授業料、入学料、検定料、附属病院収入等の自己収入を今後も安定的・継続的に確保し教育研究活動の基盤経費とするために、受験生に対する積極的な広報活動や、岡山大学病院における医療サービスの向上など様々な取組を実施している。外部資金の獲得についても、一層の努力を行い大学の経営の一助とすることとし、獲得の促進を図るため研究推進・産学官連携機構を中心に、研究シーズ情報の提供や、外部資金獲得を進める教員への支援など効果的な方策を講じており受入金額は増加している。特に科学研究費補助金等の競争的資金については、教員に対して詳細な情報提供及び説明会の実施など獲得に向けて積極的な取組を行っているところである。

また、教育経費、研究経費及び診療経費に十分な資源を配分するほか、教育研究の一層の活性化を図るために、先進的かつ高度な研究や、最高水準の成果が期待できる教育活動・研究活動に重点的に資源を投入する競争的資金制度を設けている。また、適切な収支バランスを維持するためには、経常的収入の増加への取組とともに経常費用の一層の節減が必要であることから、経費節減対策委員会を設置し全学的に経費節減を推進している。

毎年の予算は、年度計画及び予算編成の基本方針に基づいて作成し、各種会議を通じて構成員に周知している。この予算に従って業務運営を行い、収支の状況については、毎年財務諸表を作成し、大学情報展示室に備え置くとともに、ウェブサイトを通じて社会に広く公表している。また、会計監査人監査、国立大学法人法に規定される監事による監査、学長の下に設置する法人監査室による監査を毎年適切に実施しており、財務の健全性を確保している。

基準 11 管理運営

学長のリーダーシップの下、7人の理事が業務を担当する体制を整え、事務組織は、5人の常勤理事の監督下に業務を遂行する7部を置き、それぞれ必要な職員を配置している。管理運営のための組織として役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置している。また、役員政策懇談会で、理事及び部局等からの提案について企画立案方針等を検討している。

本学の管理運営に関する基本的事項は、役員会規則等に網羅しており、ウェブサイトで学内に公開している。岡山大学管理学則で管理運営に関する基本方針を定め、各種の管理運営のための会議の方針、それに関わる事務組織等を規定しており、これに基づき学内規程等を整備している。学長選考に係ることを含め、大学の管理運営に関する方針を明確に定め、役員名やその業務内容等も明確に公表している。

自己評価の企画・立案及び実施に関する業務を行うため、学長直轄の評価センターを設置し、センター長に

岡山大学

専任の教授を配置している。評価センターでは、評価に必要な資料・データの収集・保管・分析、自己評価の実施、外部評価への対応等を行っている。なお、部局に係る自己評価は、担当理事の要請や当該部局の判断により部局長が行う体制となっている。教育、研究、管理運営等に加え、社会貢献も自己点検・評価の事項に加えている。最近では自己点検・評価に加え、外部評価、第三者評価も積極的に行ってきている。自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果は、報告書としてまとめており、関係者に配布するとともに、評価センターで取りまとめ、本学ウェブサイト等を通じて広く社会へも公開している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/daigaku/jiko_okayama_d200803.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-1-1	学部・研究科・専攻科・別科の教育理念・目標
	1-2-1-1	岡山大学における教育・学生支援システムについて（平成19年4月19日新任・転任教員FD研修会資料）
基準2	2-1-2-1	教育開発センター組織図
	2-1-2-2	外国語教育センター組織図
	2-1-2-3	教育開発センター運営委員会での審議概要
	2-1-2-4	教養教育時間割・シラバス編成スケジュール
	2-1-4-1	岡山大学特別支援教育特別専攻科規程，履修要項，進路状況
	2-1-4-2	岡山大学養護教諭特別別科規程，進路状況
	2-2-1-1	国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則
	2-2-1-2	教授会等の主な議題の例示
	2-2-2-1	各学部・研究科の教授会，教務委員会，FD委員会等の設置状況
	2-2-2-2	各学部・研究科の教務委員会，FD委員会等議題の例示
基準3	3-1-1-1	大学全体としての教職員数の配置について（平成15年9月評議会）
	3-1-1-2	教員の職名変更及び教務員等の取扱いについて（平成18年5月17日教育研究評議会）
	3-1-1-3	岡山大学を取り巻く状況変化に対応する組織再編（抜粋）（平成18年10月25日役員会）
	3-1-2-1	学部・研究科別非常勤講師一覧
	3-1-3-1	学士課程専任教員数一覧
	3-1-4-1	大学院課程研究指導教員数及び研究指導補助教員数一覧
	3-1-5-1	専門職大学院課程法務研究科専任教員数一覧
	3-1-6-1	国立大学法人岡山大学教員の任期に関する規則
	3-1-6-2	文学部，教育学部，経済学部サバティカル（長期研修）制度実施要項
	3-1-6-3	理学部教育貢献賞選考基準，工学部表彰内規
	3-2-1-1	国立大学法人岡山大学教員の選考基準に関する規則
	3-2-1-2	部局の教員選考内規例示
	3-2-2-1	学生による授業評価アンケートの実施について，平成19年度授業評価アンケート実施計画
	3-4-1-1	学生の教育支援に関わる事務職員配置表
	3-4-1-2	学部・研究科への技術職員・TA配置表
基準4	4-1-1-1	各学部（AO入試，MPコース含む），各研究科，専攻科，別科のアドミッション・ポリシー一覧，受験生のためのウェブサイト
	4-1-1-2	高校生・大学院生による研究紹介と交流の会パンフレット
	4-1-1-3	学部・研究科案内等の配布状況
	4-2-1-1	岡山大学アドミッションセンター規程，岡山大学アドミッションセンター運営委員会規程
	4-2-1-2	平成19年度岡山大学入学者選抜に関する要項（入学者選抜の実施教科・科目等）
	4-2-1-3	各研究科学生募集に関するウェブサイトのURL一覧（入学者選抜方法の事例）
	4-2-3-1	アドミッションセンター運営委員会議題

	4-2-3-2	岡山大学入学者選抜実施方針
	4-2-3-3	平成 19 年度岡山大学入試カレンダー
	4-2-3-4	個別学力検査等の受験上の注意
	4-2-4-1	特定事項ワーキング調査専門委員会資料
	4-2-4-2	学部・学科単位の入学者選抜の検証と検討・改善例
	4-3-1-1	平成 18 年度第 5 回アドミッションセンター運営委員会議題
	4-3-1-2	入学定員に対する実入学者数の割合（学部・研究科過去 5 年分）
基準 5	5-1-1-1	岡山大学学則
	5-1-1-2	岡山大学学部規程
	5-1-1-3	岡山大学各学部学生便覧
	5-1-1-4	岡山大学シラバス
	5-1-1-5	岡山大学学位規則
	5-1-4-1	インターンシップ実施状況
	5-1-4-2	岡山大学学生が科目等履修生として学部又は大学院の授業科目を履修する場合の取扱いについて
	5-1-4-3	大学コンソーシアムによる幼稚園教員の養成
	5-1-5-1	各学部履修登録科目の上限単位数一覧
	5-3-1-1	評議会策定の成績評価基準の指針と学部の成績評価基準の例示
	5-3-2-1	卒業判定の資料
	5-4-1-1	岡山大学管理学則
	5-4-1-2	岡山大学大学院学則
	5-4-1-3	岡山大学研究科規程
	5-6-1-1	履修等に関する事項：授業及び研究指導計画
	5-6-2-1	TA, RA の採用状況
	5-6-2-2	他大学の大学院、研究所等において研究指導を受けた者
	5-6-2-3	海外の大学院・研究所等において研究指導を受けた者
	5-6-2-4	特別研究学生の受入状況
	5-7-1-1	19 年度学生便覧/大学院/成績評価及び修了の基準等
	5-7-2-1	修士課程・博士前期課程の修了認定状況及び平成 18 年度各研究科教授会の議事要旨
	5-7-2-2	博士課程・博士後期課程の修了認定状況、各研究科教授会の議事要旨
	5-7-3-1	社会文化科学研究科博士後期課程の学位審査に関する内規他
	5-7-3-2	自然科学研究科博士の学位に関する内規他
	5-7-3-3	医歯薬学総合研究科博士の学位授与に関する内規他
	5-7-3-4	「学位申請の手引き」例示：医歯薬学総合研究科
	5-7-3-5	学術成果リポジトリ学位論文審査要旨データベース
	5-8-1-1	岡山大学大学院法務研究科規程
	5-8-1-2	法務研究科学生便覧
	5-8-2-1	法務研究科時間割とシラバス
	5-9-1-1	医療・福祉リーガルリスク予防研究センター

	5-10-1-1	写真で見る岡山大学法務研究科
	5-11-2-1	進級判定資料：成績一覧
	5-11-2-2	修了判定資料：成績一覧
基準6	6-1-1-1	ウェブサイトの公表事例
	6-1-1-2	学務に関する調査・統計情報
	6-1-2-1	入学から卒業までの推移，学部別の標準修業年限以内で卒業した者の割合，卒業率の年次推移
	6-1-2-2	教員免許状取得状況（平成17年度学部卒業生）
	6-1-2-3	大学院修士・博士前期課程の修了率の年次推移，大学院博士・博士後期課程の修了率の年次推移
	6-1-2-4	学術成果リポジトリ
	6-1-2-5	博士の学位授与者数の年次推移，通算の修士の学位及び博士の学位授与者数
	6-1-2-6	大学院課程の学生による研究成果の事例（受賞等）
	6-1-3-1	「大学入学後における学習上の問題に関するアンケート調査」結果の要点
	6-1-3-2	「学生による授業評価アンケート」の概要及び集計結果の要点
	6-1-3-3	「大学院課程に関する学生アンケート」集計結果の例示：大学院教育の満足度
	6-1-4-1	大学院進学率：学部卒業生に対する大学院進学者の割合
	6-1-4-2	各種国家試験合格状況，司法試験の合格者数，その他の資格取得の例示
	6-1-4-3	卒業生・修了者の産業別就職状況
	6-1-4-4	卒業生・修了者の地方別就職状況
	6-1-5-1	卒業予定生に対する「岡山大学の教育方法・内容等に関するアンケート調査」報告書の抜粋
	6-1-5-2	卒業生就職先企業・団体等に対する「岡山大学の教育改善のためのアンケート」報告書の抜粋
	6-1-5-3	いちよう並木
基準7	7-1-1-1	新入生オリエンテーション担当者研修資料
	7-1-1-2	ガイダンス科目シラバス（例示）
	7-1-2-1	ランニングチップス
	7-1-2-2	学生支援センター学生相談室（津島地区），学生支援センター鹿田室
	7-1-3-1	シラバス「癒しの公園計画」，「大学授業改善論」，「ドラえもん科学」，「知ってるつもり？コンビニ」
	7-1-5-1	「スポーツ実習C」シラバス
	7-2-1-1	自主的学習環境の整備状況
	7-2-2-1	岡山大学サークルガイド目次
	7-2-2-2	「課外活動実態調査アンケート」質問項目
	7-3-1-1	就職ガイドブック目次
	7-3-1-2	「キャリアデザインⅠ」，「キャリアデザインⅡ」シラバス
	7-3-2-1	第3回学生生活実態調査報告書
	7-3-2-2	岡山大学「学生支援」に関する外部評価書
	7-3-3-1	岡山大学外国人留学生ガイドブック目次

	7-3-3-2	留学生【派遣・受入れ】諸手続必携目次
	7-3-3-3	留学生便覧目次
	7-3-4-1	平成 18 年度入学科免除実施状況, 平成 18 年度授業料免除実施状況
	7-3-4-2	平成 18 年度奨学生状況
	7-3-4-3	奨学金・授業料免除に関する掲示板
	7-3-4-4	岡山大学日本学生支援機構奨学生等推薦・選考基準, 日本学生支援機構奨学生の推薦・選考に関する申し合わせ
	7-3-4-5	岡山大学入学科免除及び徴収猶予取扱規程
	7-3-4-6	岡山大学授業料免除及び徴収猶予等取扱規程
基準 8	8-1-1-1	岡山大学の土地・建物面積・建物配置図
	8-1-1-2	校地面積, 校舎面積
	8-1-1-3	講義室等稼働率一覧
	8-1-1-4	津島地区, 鹿田地区「施設基本計画書(案)」目次
	8-1-1-5	薬学部施設利用状況調査報告
	8-1-2-1	岡山大学キャンパス情報ネットワーク構成図
	8-1-2-2	総合情報基盤センターが管理するパソコンの設置状況
	8-1-2-3	部局で独自に設置しているパソコンの例示
	8-1-2-4	授業での I T 活用事例
	8-2-1-1	学生用図書整備指針
	8-2-1-2	貴重資料の教育普及
基準 9	9-1-1-1	学務システム
	9-1-2-1	主な学生の意見聴取の実施事例
	9-1-2-2	桃太郎フォーラム報告書Ⅶ 16 年度「シラバスの役割と利用法」, 「学生から見た授業評価アンケート」 桃太郎フォーラム報告書Ⅸ 18 年度「前期を振り返って, 岡山大学の教育について思ったこと」 桃太郎フォーラム報告書Ⅸ 18 年度「授業改善のための中間アンケートについて考える」
	9-1-2-3	教育開発センター年報
	9-1-2-4	評価センターウェブサイト
	9-1-3-1	TOEIC-IP を活用した岡山大学教養英語教育の再編について(平成 18 年 10 月教育研究評議会資料)
	9-1-3-2	学部, 研究科の学外関係者からの意見聴取の事例
	9-1-3-3	岡山大学同窓会の発足
	9-1-4-1	授業評価アンケート結果に関する教育責任者による報告事例
	9-1-4-2	S-T シャトルカード
	9-1-4-3	桃太郎フォーラム報告書Ⅷ 17 年度「教養教育主題科目の抽選制について考える」
	9-1-5-1	授業評価アンケート結果に基づく授業改善計画事例, 教育改善活動の事例
	9-2-1-1	学生・教職員教育改善委員会
	9-2-1-2	ティーチングチップス
	9-2-1-3	桃太郎フォーラムⅨ 平成 18 年度プログラム

岡山大学

	9-2-2-1	医学部医学科教員FDワークショップ一覧
	9-2-3-1	教務系, 技術系職員の研修参加状況
	9-2-3-2	「SD (Staff Development) とは」(平成 15 年度桃太郎フォーラムVI第 5 分科会テーマ)
	9-2-3-3	工学部創造工学センター技術支援部門年報目次, 研修会報告
	9-2-3-4	TA活用のガイドライン (工学部教育年報 平成 17 年度)
基準 10	10-1-1-1	貸借対照表
	10-1-1-2	株式会社格付投資情報センター NEWS RELEASE
	10-1-2-1	決算報告書
	10-2-1-1	国立大学法人岡山大学の予算編成の基本方針 (第 9 回役員会資料)
	10-2-2-1	損益計算書
	10-2-2-2	国立大学法人岡山大学経費節減対策推進委員会要項
	10-2-3-1	岡山大学における戦略的経費 (平成 18 年度決算), 学長裁量経費・戦略的経費の配分について
	10-2-3-2	特別配分経費に関わる配分審査会要項
	10-3-1-1	財務に関する情報
	10-3-2-1	国立大学法人岡山大学監事監査規則
	10-3-2-2	国立大学法人岡山大学内部監査規程
	10-3-2-3	独立監査人の監査報告書 (平成 18 年度)
基準 11	11-1-1-1	事務系職員, 技術系職員配置状況表
	11-1-3-1	全学からの戦略的企画の提案システム ～審議・決定に至る基本的な流れ～
	11-1-4-1	平成 18 年度監事及び法人監査室協同監査計画
	11-1-5-1	平成 18 年度国立大学法人岡山大学実施研修の例示
	11-1-5-2	平成 18 年度国立大学法人岡山大学職員研修受講の例示
	11-1-5-3	岡山大学事務職員のミッション ～目標とされる職業人であるために～
	11-2-1-1	国立大学法人岡山大学役員会規則
	11-2-1-2	国立大学法人岡山大学経営協議会規則
	11-2-1-3	国立大学法人岡山大学教育研究評議会規則
	11-2-1-4	岡山大学部局連絡会規則
	11-2-1-5	岡山大学教授会規則
	11-2-1-6	国立大学法人岡山大学学長選考会議規則
	11-2-2-1	法人情報の公開
	11-3-1-1	評価センター
	11-3-2-1	自己点検・評価書
	11-3-2-2	「教員の個人評価」評価結果
	11-3-3-1	業務に関する情報
	11-3-4-1	評価結果を基に改善に取組んだ事例